

さが版



就農ガイド



公益社団法人 佐賀県農業公社

○農業を始めるためのセルフチェック

※就農相談時にこのチェックリストを
相談員にお見せください。

設 問		はい	いいえ	
就農に対する適性	Q1	「農業を生涯の仕事とする」という、強い意欲と意志がありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q2	農業は肉体労働です。健康・体力には自信がありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q3	他人とのお付き合いは、苦になりませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q4	「就農」とは、会社を起こし経営者となることと同等だと理解していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q5	就農に向けた営農資金としての自己資金の用意はありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q6	就農相談会や農業体験に参加したり、インターネットや情報誌・パンフレットなどを活用して、新規就農に関する情報を収集していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q7	あなたが農業を行うことについて、ご家族は、同意をされていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
情報収集等の事前準備	Q1	就農希望品目、栽培面積、就農地をどこにするか決めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q2	ご自身の目指す就農までのみちずじや手順をある程度イメージできますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q3	就農希望品目を栽培するのに必要な労働力がどれくらいか知っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q4	栽培したい作物の販売額や所得が、どれくらいか知っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q5	農産物の販売について、どのような販売先があるか知っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q6	就農希望地を選ぶにあたっては、家族で現地を訪れていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q7	マニュアル車を運転できる自動車運転免許と、自家用車を持っていますか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
研修等の準備状況	Q1	栽培したい作物の技術と知識を身につけるための、研修(1年間以上)を経験していますか。あるいは研修予定が決まっていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q2	就農希望地で就農に向け親身になって支援をしてくれる人がいますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q3	就農前の研修制度、研修期間や生活費がどのくらい必要か知っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q4	希望する条件に合った農地の確保が難しいことを知っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q5	研修や研修期間中の生活のために資金がどれくらい必要か、どのように調達するのか、資金計画を検討しましたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q6	研修や就農のために、制度資金(借入金)等を利用する場合、保証人を引き受けてもらえる方はいますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域活動	Q1	農村で生活する場合、地域の人たちとのコミュニケーションが大切なことは知っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	Q2	地域活動(草刈り、お祭り、クリーク清掃など)には積極的に参加できますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【参考にさせていただいたサイト】長野県「デジタル農活信州」、大分県「おおいたで働こう」、福島県「ふくのう」「相双就農」

「農」志向タイプ別もくじ

【本冊もくじ】

(いずれ)独立・自営就農したい

就農に向いているか

農業を始めるためのセルフチェック (p1)

「農」志向タイプ別もくじ (p2)

就農品目選び

さが農業産地マップ (p3~4)

さが農産物紹介 (p5~6)

農作物別経営試算事例 (p7~8)

作物カレンダー (p9)

野菜ハウス設置費の目安 (p10)

農業経営の指標 (p10)

直近5年間の就農状況 (p11)

技術習得のために

農業技術の習得できる研修先一覧 (p12)

トレーニングファーム (p13~14)

就農支援策を知る

認定新規就農者制度 (p15)

就農準備資金 (p16)

経営開始資金、経営発展事業 (p17)

青年等就農資金、経営体育成強化資金 (p18)

農業近代化資金、さが園芸生産888整備支援事業 (p19)

雇用就農資金、佐賀県地方創生移住支援事業 (p20)

就農までに取り組む事業チェックリスト (p21)

就農支援機関・団体、補助事業の流れ (p22)

市町の就農支援策 (p23~28)

就農地を探す

農地確保の留意点 (p29)

農業法人に就職したい

法人就業先 (p12)
就農準備資金・雇用就農資金 (p16・p20)

農ある暮らしがしたい

家庭菜園と市民農園 (p30)

農業を知りたい、体験したい
相談したい

就農セミナー、就農相談会開催状況 (p31)

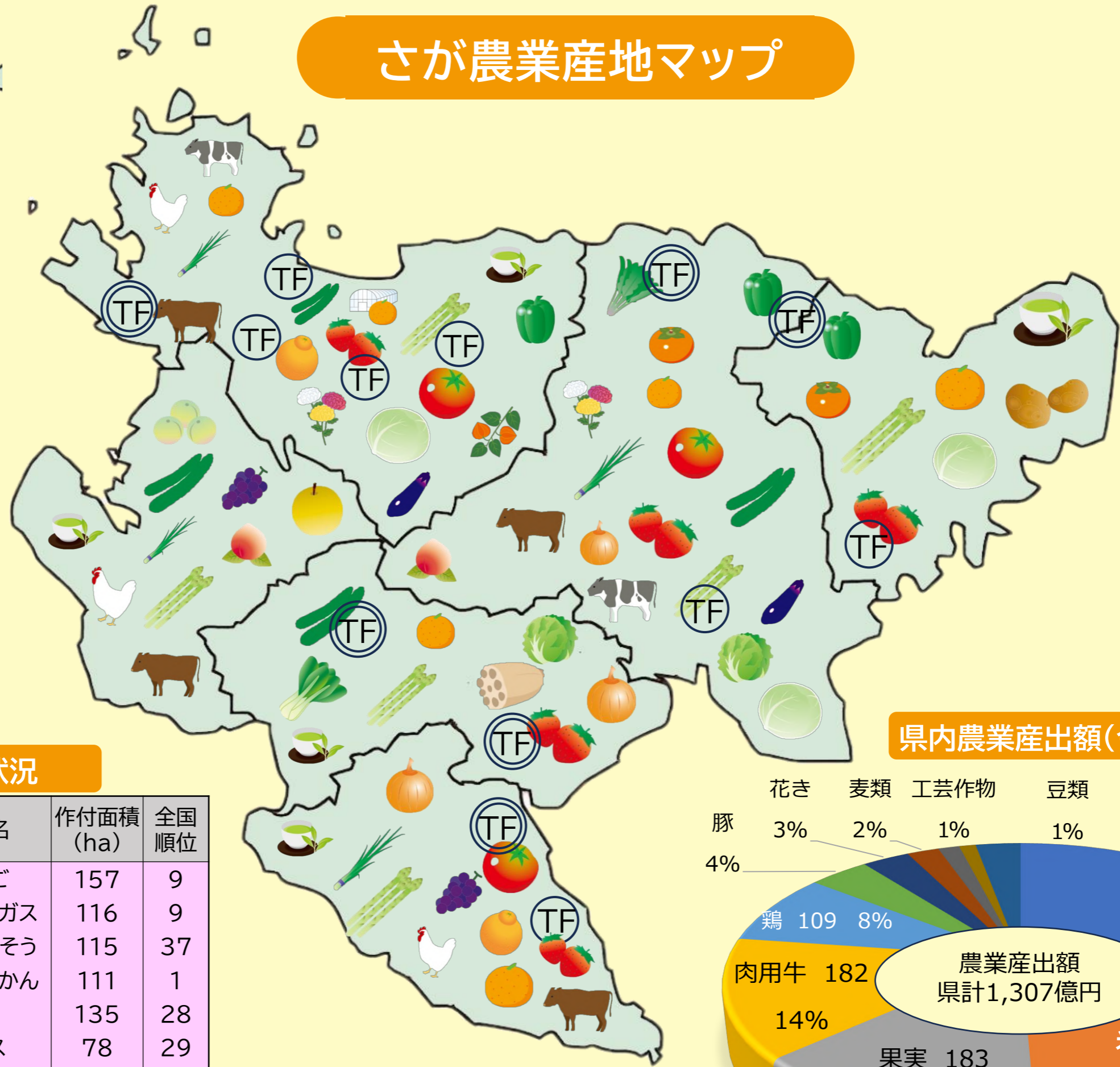
就農関連サイト一覧 (p32)

県期間、市町、農委、JA連絡先一覧 (p33~34)

さが農業産地マップ

【凡例】

- いちご
- きゅうり
- たまねぎ
- こねぎ
- ほうれんそう
- トマト
- ばれいしょ
- チンゲンサイ
- レタス
- キャベツ
- れんこん
- アスパラガス
- なす
- ピーマン
- トレーニングファーム
- ハウスみかん
- 露地みかん
- 中晩柑
- 日本梨
- ぶどう
- 桃
- 梅
- 柿
- お茶
- 切り花
- ほおずき
- 肉用牛
- 酪農
- 養鶏
- ミニトレーニングファーム



県産ブランド農産物

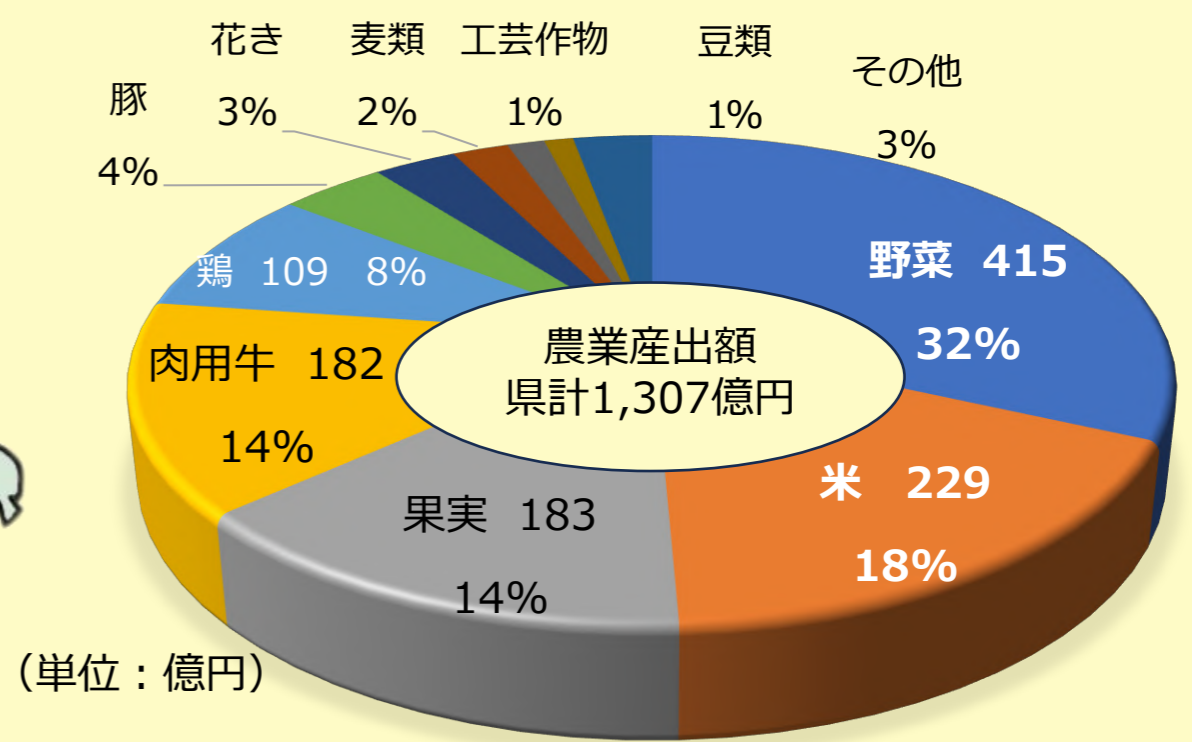


県内農産物の作付状況

作物名	作付面積 (ha)	全国順位	作物名	作付面積 (ha)	全国順位
米	22,200	24	いちご	157	9
麦	22,100	3	アスパラガス	116	9
大豆	7,360	5	ほうれんそう	115	37
たまねぎ	2,010	2	ハウスみかん	111	1
露地みかん	1,659	6	花き	135	28
茶	576	10	レタス	78	29
れんこん	461	3	きゅうり	153	22
キャベツ	260	29	トマト	64	45
日本梨	164	16	なす	58	41

出典：令和5年作物統計調査、令和6年さかの園芸

県内農業産出額(令和4年)



出典：令和4年生産農業所得統計

◎ 佐賀の農産物の紹介 ◎

水田作

品目	品目の概況
米	県内水稻の作付の1/4を占める「さがびより」は食味ランキング特Aを14年連続獲得。
麦	米収穫後の水田で栽培可能な二毛作。二条大麦の収穫量は全国第1位(R5年産)。
大豆	全国トップクラスの生産量、主力品種の「フクユタカ」は高品質で豆腐に最適。



整備された水田(平坦地域)



佐賀の名風景(麦秋)



共同乾燥調製貯蔵施設






高品質な佐賀大豆

施設野菜




いちご	作付全国9位。「いちごさん」は、平成30年にデビューし、きれいな円錐形で食味が良い。単位収量は全国トップクラス。いちご選果場のある産地は、パック詰めでの労力軽減を図れる。白石町にトレーニングファーム、神崎市と唐津市にミニトレーニングファームあり。
きゅうり(周年)	作付全国22位。環境制御技術の普及により単位収量は全国トップクラス。施設整備費は比較的高額となる。近年新規就農者が多い。武雄市にトレーニングファーム有り。
アスパラガス	生産量全国3位。アスパラガスはグリーンを主に、春先は一部でホワイトも栽培。初期投資が比較的少なく、新規就農者は多い。1年目の収益がない。収穫期はやや繁忙。佐賀市及び唐津市にミニトレーニングファームあり。
ほうれんそう	冷涼な気候の中山間地で多く栽培。種まきの回数を増やし周年栽培が可能。施設整備費が比較的少額であり、取り組みやすい。佐賀市富士町にトレーニングファーム有。
トマト	佐城、三神、藤津地区を中心に、県内各地でこだわりの品種を栽培。鹿島市にトレーニングファーム有。



露地野菜

たまねぎ	作付全国2位。九州1位。「さが春一番たまねぎ」は生食で好評。小面積からのスタートであれば初期投資は比較的少ない。
レンコン	作付全国3位。九州1位。日持ちする「泥付きれんこん」が有名。水田を深耕し、水を張ることなどから農地の確保と機械装備等が重要。
キャベツ	品種、作型で秋から春先まで長期出荷。冬キャベツは作付全国15位。小面積からのスタートであれば初期投資は比較的少ない。

果 樹

品 目	品 目 の 概 況
露地みかん	マルチ栽培の高品質みかん、JAグループ佐賀のブランド「さが美人」は高評価。高齢化などにより担い手が減少傾向。
ハウスみかん	ハウス内で加温栽培した綺麗で美味しい温州みかん。主産地は東松浦地区。生産量は日本一。ハウス施設に加え加温設備が必要なため、初期費用が比較的多くかかる。
中晩柑	主力の「デコポン」をはじめ、新ブランドの「にじゅうまる」も大好評。高品質安定生産には技術習得が必要。露地栽培と施設栽培を選べる。
日本梨	落葉果樹の主力。早期出荷の施設栽培梨は、面積日本一。高齢化など等により産地減少中。外部からの参入も歓迎。
ブドウ	消費者に人気の高い「シャインマスカット」の面積増加中。高齢化などにより担い手が減少傾向。「シャインマスカット」はハウス設置が必要。






花 き

キク	季節に応じた品種の選定と電照の利用により、年間を通じた生産が行われている。電照による開花制御により、計画的な生産ができる。選花機や防除機の自動化により大規模経営も可能。
バラ	炭酸ガス施用による高品質バラが生産。オリジナル品種を開発する農家もあり。ハウス施設に加えてハウス内環境制御設備が必要。技術研鑽のための研究会有り。
トルコギキョウ	佐城、東松浦、杵島地区に産地あり。山間は夏秋、平坦は冬春出荷作型。県重点推進品目に設定。将来的には雇用型大規模経営も可能。
露地花き 〔シンテツポウユリ ホオズキ〕	各地区にJA出荷の産地あり。高齢者も手軽に栽培可。複合経営品目の一つとして有望。7～8月に集中する収穫・選花労力を確保できれば高収益が望める。










特用作

畜 産

茶	「うれしの茶」の銘柄で主に流通し、製法の違いで「蒸し製玉緑茶」と「釜炒り茶」に分かれる。高齢化等で生産は減少傾向にあるが、全国茶品評会で日本一を獲得するなど、品質はトップレベル。
肥育牛	「佐賀牛」は、国内最高クラスの品質。佐賀県高性能食肉センター「KAKEHASHI」から米国とタイへ輸出。1戸当たりの経営規模が大きい。初期費用(牛舎、素牛、飼料費など)や運転資金が多くかかる。
繁殖牛	飼養頭数は横這いで、経営の規模拡大が進んでいる。佐賀牛の素となる子牛を生産する繁殖経営の増加が期待されている。

◎ 農作物別経営試算の事例

(10a・1 頭当たり)

区分	作目名	土地利用型作物				施設野菜										
		水稻	二条大麦	小麦	大豆	イチゴ		キュウリ	アスパラガス	ナス	トマト	ミディトマト	ミニトマト	小ネギ	ホウレンソウ	パセリ
		九州	全国	都府県	都府県	土耕栽培	高設栽培	周年								
収益	販売高 A	100	35	14	21	5,400	6,480	6,720	3,885	6,080	6,400	4,355	5,000	3,500	2,835	3,900
	出荷量 (kg・本・頭)	424	394	412	135	4,500	5,400	24,000	3,500	16,000	20,000	6,500	10,000	3,500	4,500	3,000
	単価 (円)	235	87.0	34.0	154	1,200	1,200	280	1,110	380	320	670	500	1,000	630	1,300
	その他収入 B	0	39	70	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収益計 C=A+B	100	74	84	71	5,400	6,480	6,720	3,885	6,080	6,400	4,355	5,000	3,500	2,835	3,900
経営費	種苗費	4	3	3	3	9	11	104	0	123	152	225	181	84	42	16
	肥料費	9	7	8	4	243	159	119	388	204	259	77	124	136	74	244
	農業費	9	2	3	5	168	138	144	75	109	101	37	101	158	67	118
	諸材料費	1	0	0	0	249	218	197	127	166	284	104	145	31	162	254
	動力光熱費	4	2	2	2	407	473	655	19	528	534	688	269	126	67	118
	小農具費	0	0	0	0	23	23	18	12	15	48	0	17	0	9	127
	修繕費	7	1	4	4	49	42	81	48	52	153	1	85	50	70	0
	賃借料	13	11	8	8	1	11	52	0	1	38	0	1	27	5	0
	支払地代	5	4	5	7	0	0	0	0	0	23	0	0	0	2	0
	土地改良水利費	2	1	1	1	0	0	0	8	1	2	3	10	3	1	0
	減価償却費	24	7	8	8	1,388	1,857	1,044	742	1,341	1,543	1,429	873	976	790	1,012
	作業用衣料費	0	0	0	0	5	7	12	4	13	22	1	0	1	1	0
	雇人費	3	0	1	1	39	37	259	240	267	380	8	11	507	14	0
	生産原価小計D	81	38	43	43	2,581	2,976	2,685	1,663	2,820	3,539	2,573	1,817	2,099	1,304	1,889
	荷造運搬手数料	0	0	0	0	1,055	1,144	1,524	553	1,219	1,600	943	1,279	697	509	1,140
	共済掛金	0	0	0	0	37	6	115	59	27	50	14	23	27	18	0
	租税公課	2	1	1	1	50	60	156	90	41	119	8	15	62	30	0
	支払利子割引料	0	0	0	0	28	13	1	0	7	8	0	8	9	2	0
	雑費	0	0	0	0	16	0	332	46	56	117	0	2	57	19	92
	販売管理費小計E	2	1	1	1	1,186	1,223	2,128	748	1,350	1,894	965	1,327	852	578	1,232
経営費合計 F=D+E	83	39	44	44	3,767	4,199	4,813	2,411	4,170	5,433	3,538	3,144	2,951	1,882	3,121	
農業所得 G=C-F	17	35	40	27	1,633	2,281	1,907	1,474	1,910	967	817	1,856	549	953	779	
農業所得率 G/C×100(%)	17.0	47.3	47.6	38.0	30.2	35.2	28.4	37.9	31.4	15.1	18.8	37.1	15.7	33.6	20.0	
10 aあたり農業労働時間	25.9	4.8	5.3	7.2	2,119	2,642	2,500	1,200	1,753	2,000	2,051	1,000	1,250	422	1,200	

注) 1 当数値データは、過去の農家聞き取りを参考に調整を加えた概数であり、必ずしも現状を反映していない。
 注) 2 二条大麦、小麦、大豆の収益欄は、経営所得安定対策交付金を含めた概算値。

(単位:千円)

露地野菜				果樹					特用作	花き				畜産			作目名 区分
タマネギ	キャベツ	ブロッコリー	レンコン	温州みかん(マルチ)	ハウスみかん	日本梨	ブドウ トンネル	モモ 無加温	茶	バラ	キク	トルコギキョウ 平坦 中山間		酪農100頭	肥育牛1,500頭	繁殖牛100頭	
468	430	265	560	750	5,225	1,375	2,160	2,000	380	9,000	4,900	6,640	5,312	969	910	550	販売高 A
5,500	5,000	1,000	2,000	2,500	5,500	2,500	1,800	2,500	190	90,000	70,000	40,000	32,000	9,500	520	1	出荷量 (kg・本・頭)
85	86	265	280	300	950	550	1,200	800	2,000	100	70	166	166	102	1,750	55万	単価 (円)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75	192	0	その他収入 B
468	430	265	560	750	5,225	1,375	2,160	2,000	380	9,000	4,900	6,640	5,312	1,044	1,102	550	収益計 C=A+B
35	25	32	5	0	0	4	0	0	2	225	75	750	750	91	455	23	種苗費
36	27	24	11	26	104	40	53	17	63	328	132	78	67	477	356	143	肥料費
16	18	8	3	34	144	58	47	18	27	250	180	95	82	5	13	6	農薬費
10	2	9	3	22	82	129	22	5	12	216	300	160	160	29	1	12	諸材料費
14	20	3	5	10	1,245	116	15	6	57	1,826	715	660	44	27	11	15	動力 光熱費
0	1	7	0	1	28	17	26	0	0	15	1	10	10	1	0	2	小農具費
4	24	9	2	1	59	16	76	10	26	184	82	50	50	29	12	12	修繕費
16	5	0	0	0	4	2	11	0	0	0	0	0	0	23	5	1	賃借料
8	4	0	7	0	0	0	0	6	10	0	0	0	0	0	2	2	支払地代
10	7	1	3	5	10	5	3	2	0	0	28	0	0	1	0	1	土地改良 水利費
40	40	40	40	150	1,460	401	651	1,007	58	1,136	863	1,038	1,038	121	18	88	減価 償却費
2	3	0	1	0	25	1	0	2	1	0	31	0	0	0	0	0	作業用 衣料費
34	5	0	0	19	230	21	6	0	1	1,101	847	0	7	36	0	18	雇人費
225	181	133	80	268	3,391	810	910	1,073	257	5,281	3,254	2,841	2,208	840	873	323	生産原価 小計D
7	45	20	85	138	437	116	298	175	6	1,962	500	996	797	58	64	14	荷造運搬 手数料
9	8	0	0	0	40	4	9	0	5	55	5	0	0	32	20	19	共済掛金
0	14	2	7	4	44	9	6	6	9	288	70	20	20	13	6	10	租税公課
0	12	1	0	0	14	2	0	0	1	62	0	0	0	12	39	3	支払利子 割引料
8	0	0	0	0	1	11	20	0	0	792	260	0	0	1	21	10	雑費
24	79	23	92	142	536	142	333	181	21	3,159	835	1,016	817	116	150	56	販売管理費 小計E
249	260	156	172	410	3,927	952	1,243	1,254	278	8,440	4,089	3,857	3,025	956	1,023	379	経営費合計 F=D+E
219	170	109	388	340	1,298	423	917	746	102	560	811	2,783	2,287	88	79	171	農業所得 G=C-F
46.8	39.5	41.1	69.3	45.3	24.8	30.8	42.5	37.3	26.8	6.2	16.6	41.9	43.1	8.4	7.2	31.1	農業所得率 G/C×100(%)
76	151	128	269	267	700	350	408	516	90	1,250	1,250	1,299	1,060	60	31	40	10 a当たり 農業労働時間

注)3 畜産関係の経営費区分は、種苗費欄に素畜費等、肥料費欄に購入飼料費、農薬費欄に家畜衛生費を記載。

注)4 ラウンドの関係で、合計値が一致しない場合がある。

◎作物カレンダー

作目名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
水 稲					●	▲	—	—	—	—	—	—
たまねぎ	極早生	—	—	—	—	—	—	—	●	▲	▲	—
	早 生	—	—	—	—	—	—	—	●	—	▲	—
	中 生	—	—	—	—	—	—	—	●	—	▲	▲
	晩 生	—	—	—	—	—	—	—	●	—	▲	▲
キャベツ	初春まき	—	—	—	—	—	●	▲	▲	—	—	—
	夏まき	—	—	—	—	—	—	●	▲	—	—	—
	秋まき	—	—	—	—	—	—	—	—	●	▲	—
ブロッコリー	—	—	—	—	—	—	●	▲	▲	—	—	
レタス	早どり	—	—	—	—	—	—	●	▲	▲	—	—
	12月どり	⌒	—	—	—	—	—	—	●	▲	▲	⌒
	冬どり	—	—	—	⌒	—	—	—	—	●	▲	⌒
	春どり	●	▲	⌒	▲	⌒	—	—	—	—	—	●
レンコン	—	—	▲	▲	—	—	—	—	—	—	—	
イチゴ(いちごさん)	—	—	—	—	—	—	—	—	▲	—	⌒	
アスパラガス	秋植え	—	—	—	—	●	●	—	▲	▲	—	—
	春植え	●	●	▲	▲	—	—	—	—	—	—	—
	2年目	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3年以降	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
きゅうり	春 作	—	—	●	▲	—	—	—	—	—	—	—
	半促成	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	▲
	抑 制	—	—	—	—	—	—	●	▲	—	—	—
トマト	促 成	—	—	—	—	—	—	●	▲	▲	—	—
	半促成	—	—	—	—	—	—	—	—	●	●	▲
	抑 制	—	—	—	—	—	—	●	▲	▲	—	—
なす	促 成	—	—	—	—	●	接木	▲	—	—	—	—
	露 地	—	●	—	接木	▲	—	—	—	—	—	—
ホウレンソウ	春播き	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	初夏播き	—	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—
	夏播き	—	—	—	—	●	—	—	—	—	—	—
	秋冬播き	●	—	—	—	—	—	●	—	●	—	—
小ネギ	春 作	—	●	●	—	—	—	—	—	—	—	—
	夏秋作	—	—	—	—	●	—	●	—	—	—	—
	冬 作	—	●	—	—	—	—	—	—	●	—	—
チンゲンサイ	●	—	—	—	●	—	—	—	—	●	—	
パセリ	早植え	—	●	—	▲	—	—	—	—	—	—	—
	普通作	—	—	—	●	—	▲	—	—	—	—	—
ソラマメ	—	—	—	—	—	—	—	—	●	●	▲	

凡例: — 生育 ■ 収穫・出荷 ● 播種 ▲ 定植 ■ 全刈り ⌒ ビニール被覆 ⌒ トンネル

○野菜ハウス設置事業費の目安【20a(2,000㎡)当たり】 (単位:千円)

いちご		アスパラガス		きゅうり		
項目	連棟高設型	項目	AP単棟型	項目	鉄骨補強型(丸型)	フェンロー型
ハウス本体	9,185	ハウス本体(換気資材含)	9,888	ハウス本体	16,136	27,780
高設栽培システム	24,379	被覆資材	662	被覆資材	3,539	4,470
育苗ハウス	6,209	カーテン資材	417	循環扇・換気扇設備	535	457
循環扇設備	428	灌水設備	4,126	換気資材	679	5,234
被覆資材	1,196	工事費	4,693	カーテン資材	7,741	7,585
換気資材(カーテン含)	2,933			灌水設備	1,696	6,921
灌水設備	1,392			暖房設備	3,323	4,324
暖房設備	4,822			炭酸ガス設備	1,252	1,342
炭酸ガス設備	1,745			細霧設備	-	2,826
環境制御装置	1,164			環境制御装置	2,750	2,774
電照設備	1,511			工事費	6,868	14,286
予冷库	854					
工事費	12,993					
消費税(10%)	6,881	消費税(10%)	1,979	消費税(10%)	4,628	7,800
施設費合計	75,692	施設費合計	21,765	施設費合計	49,144	85,800

※園芸用ハウスの標準仕様より抜粋(さが園芸888運動推進本部 施設野菜振興チーム(事務局:佐賀県園芸農産課)とりまとめ)設置費の目安であり、それぞれの仕様や資材価格の情勢などにより変化します。

○農業経営の基本的指標 (就農5年後、主たる農業従事者1名あたり年間所得250万円)

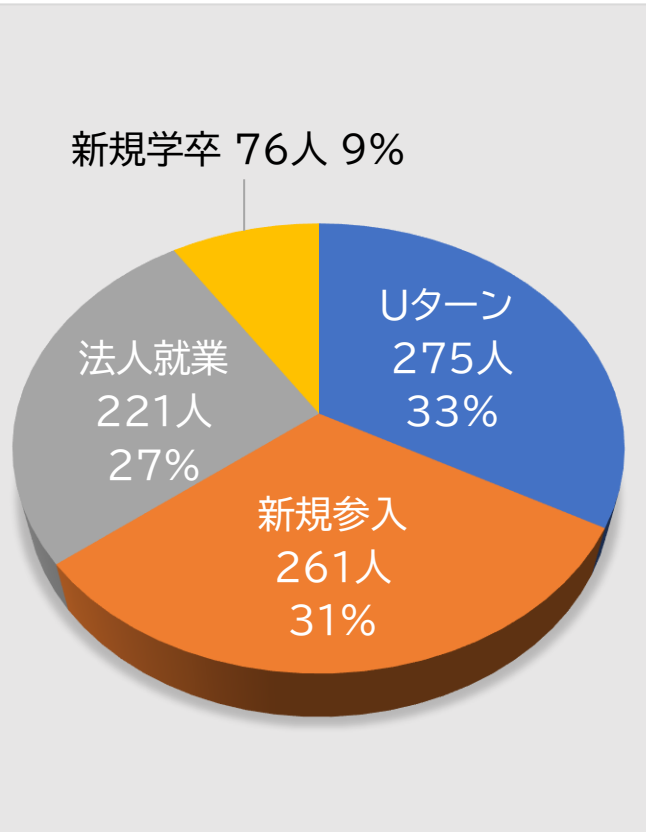
耕種	基本的経営指標	
土地利用型	水稻1.17ha+大豆0.53ha+たまねぎ1.3ha 水稻1.37ha+大豆0.74ha+レタス1.79ha 水稻1.56ha+大豆0.76ha+麦1.32ha+たまねぎ1.08ha 水稻1.56ha+大豆0.73ha+麦0.72ha+たまねぎ0.84ha+キャベツ0.84ha 水稻1.17ha+大豆0.13ha+麦0.54ha+たまねぎ0.81ha+れんこん0.45ha 水稻3.67ha+大豆1.97ha+麦5.08ha+ブロッコリー0.56ha 水稻3.16ha+大豆1.7ha +麦4.86ha+作業受託(収穫)4.8ha	
施設野菜	いちご(土耕栽培)21a きゅうり(環境制御)11a 施設なす17a+水稻1.03ha トマト30a アスパラガス22a	いちご(高設栽培)14a きゅうり(環境制御なし)17a 施設なす(環境制御)11a トマト15a+ミニトマト9a ほうれんそう35a こねぎ54a パセリ27a+レタス30a
果樹	露地みかん96a(極早生18a+早生24a+普通45a+不知火9a) ハウスみかん27a ハウスみかん21a+ハウス不知火9a 梨56a(ハウス12a+トンネル12a+露地32a) ハウス梨12a+トンネル梨9a+露地梨21a+トンネルぶどう6a ハウス梨12a+トンネル梨12a+露地梨27a+ハウス桃6a	
花き・特用作	バラ30a 電照キク30a トルコギキョウ 12a 茶3ha 葉たばこ 1.62ha	
畜産	繁殖牛19頭+稲わら収集1.86ha 肥育牛81頭+稲わら収集12ha 肥育牛60頭+繁殖牛8頭+稲わら収集12ha+飼料作物1.8ha 酪農乳牛34頭+稲わら収集3.6ha+飼料作物4.8ha 養豚33頭	

(注) ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、営農類型ごとの農業経営指標を示しており、その前提となる家族労働力の規模は、1~2人とし、うち主たる従事者を1人以上とする。

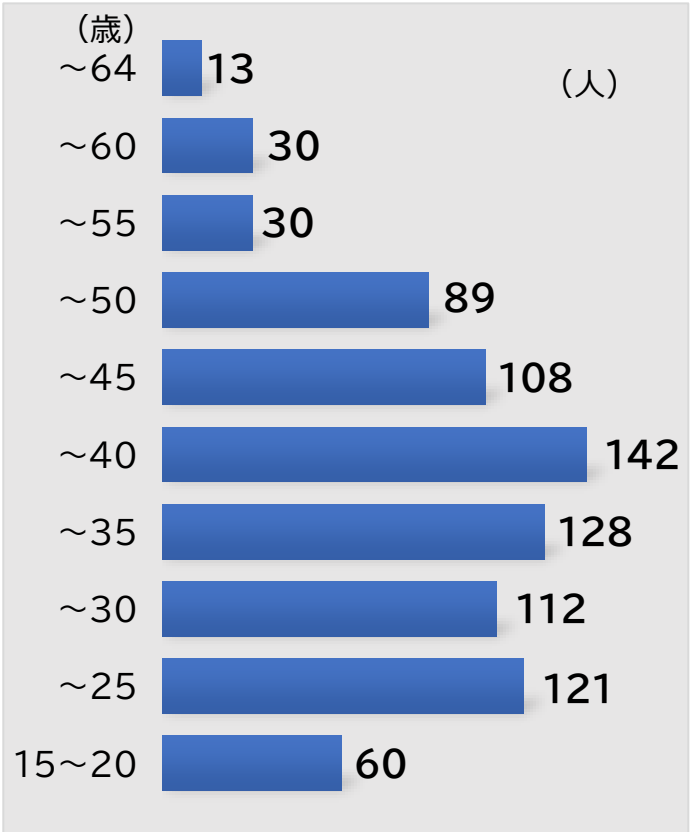
出典:「佐賀県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針(令和5年6月)」第2の2「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標」の抜粋

○過去5年間(令和2～6年)の就農状況 【佐賀県農業経営課調べ】

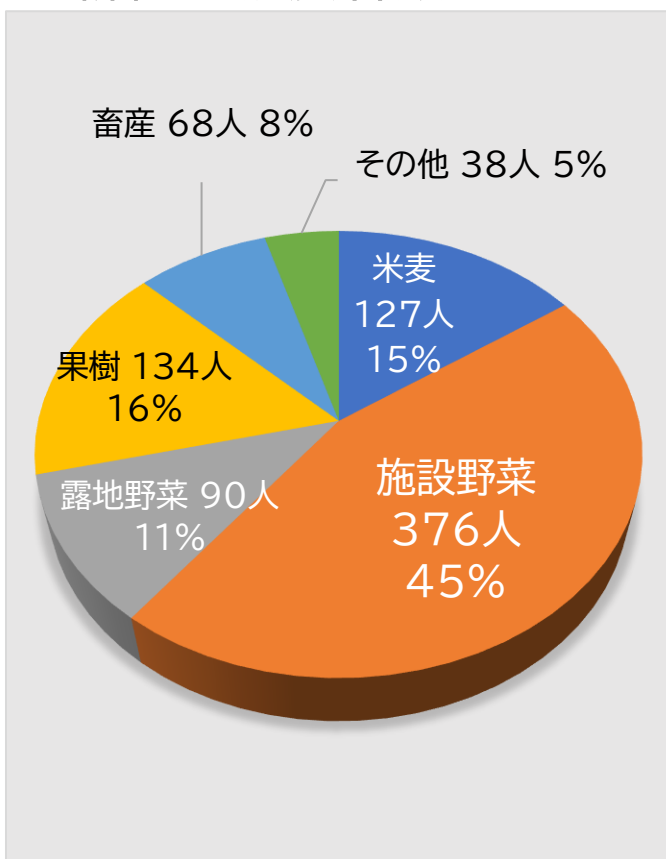
類型別就農者数



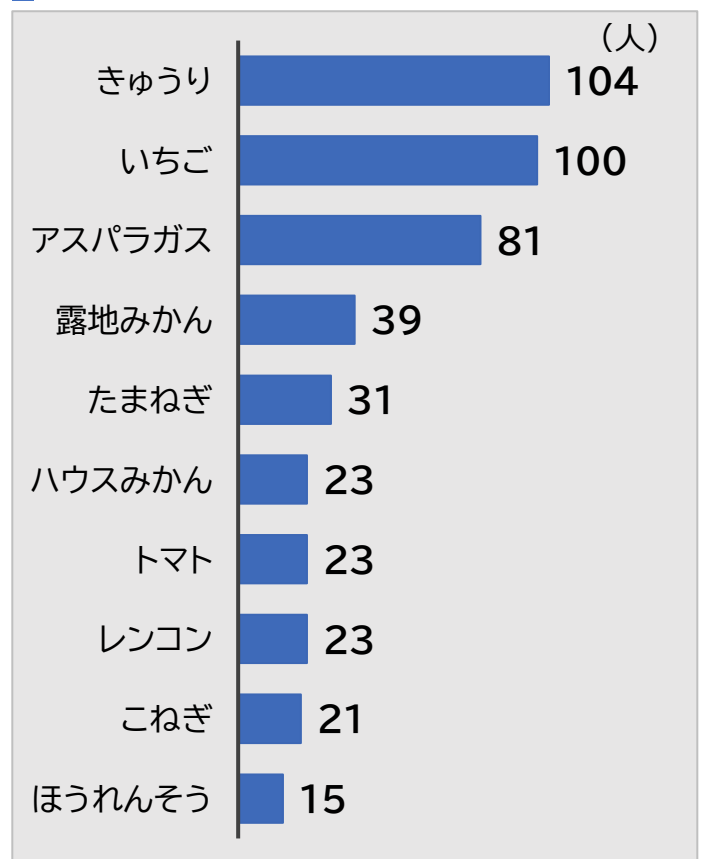
年代別就農者数



耕種別就農者数



品目別の就農者数



○農業技術の習得できる研修先一覧

施設等名(品目)		所在地	研修期間	問い合わせ先など
トレーニングファーム	ほうれんそう	佐賀市富士町	2年	佐賀市役所農業振興課 JAさが富士町事業所 
	施設きゅうり	武雄市朝日町	//	 JAさが杵藤園芸センター (園芸指導課)
	施設トマト	鹿島市常広	//	
	いちご	白石町新開	//	白石町役場農業振興課 JAさが杵藤園芸センター 
	ピーマン	神崎市脊振 佐賀市三瀬	1年	 JAさが神埼北部事業所
	繁殖牛	唐津市肥前町	2年	JAからつ畜産部 
ミニトレーニングファーム	アスパラガス	佐賀市鍋島町ほか	最長 2年	 JAさが佐城園芸センター 園芸指導課(中部)
	いちご	神崎市千代田町姉	//	JAさが三神園芸センター (園芸指導課) 
	いちご きゅうり アスパラガス	唐津市半田 唐津市宇木 唐津市浜玉町	1~2年	 JAからつ 営農企画課
	中晩柑 (にじゅうまる)	唐津市半田	//	鏡果実農業協同組合 TEL(0955-77-0911)
	いちご	太良町多良	//	JAさが杵藤園芸センター(園芸指導課)
佐賀県農業大学校	佐賀市川副町	1~2年	佐賀県農業大学校養成部 	
農家派遣研修	就農予定地周辺	任意	就農予定地を管轄する農業振興センター または、JA営農センター(巻末参照)	
農業法人就業	【農業法人探し】  佐賀県農業法人協会 会員一覧→  新規就農相談センターの法人求人 情報→  ハローワーク インターネット サービス →  【農業インターンシップ】  新規就農相談センター 農業インターンシップ →			
国の教育研修施設	九州沖縄農業研究センター(福岡県久留米市) 野菜花き・果樹茶業研究部門(茨城県つくば市) 同上茶業研究領域(静岡県島田市) 			
民間の農業者養成機関	日本農業実践学園(茨城県水戸市) 鯉洲学園農業栄養専門学校(茨城県水戸市) 八ヶ岳中央農業実践大学校(長野県諏訪郡原村)など 			
海外農業研修	欧米ほか	1~2年	 (公社)国際農業者交流協会	

○佐賀県の農業研修の仕組み



トレーニングファーム

就農希望者



トレーニングファーム



期間:2年

専任講師による指導!

独立就農



県
(農業振興センター)

新規就農に関する
各種手続き支援

生産部会
地元農家

- ・ 実地研修での技術、
ノウハウの提供
- ・ 農地情報の提供

JA

- ・ 研修用ハウスの運営
- ・ 営農指導

市町

就農、移住、住宅、
子育てなど各種
サポート

特徴

- 県内6か所に「いちご」「きゅうり」「トマト」「ほうれんそう」「ピーマン」「肉用繁殖牛」のトレーニングファームがあり、生産技術や経営のノウハウを習得することができます。
- 各施設には専任講師を配置し、1年目は専任講師の指導のもと栽培実習を、2年目は研修生自らの営農計画に基づく模擬経営に取り組めます。
- JA・市町・県で構成する「運営協議会」を設置し、研修中の住宅確保や生活支援、研修生が早期に地域に溶け込めるよう農家間のネットワークづくりの支援などを行っています。



ミニトレーニングファーム

※名称は「トレーニングファーム」となっている場合があります

就農希望者



ミニトレーニングファーム



トレーナー

期間:1~2年

ベテラン農家による指導!

研修生

独立就農



- ・ 研修中の住居の確保、
あっせん
- ・ お試し研修の実施

- ・ 栽培実習、模擬経営
- ・ 部会活動への参加、
交流

- ・ 座学、視察
- ・ 就農準備支援

- ・ 技術、経営指導
- ・ 相談対応
- ・ 人脈形成の支援
- ・ 定住支援

運営協議会

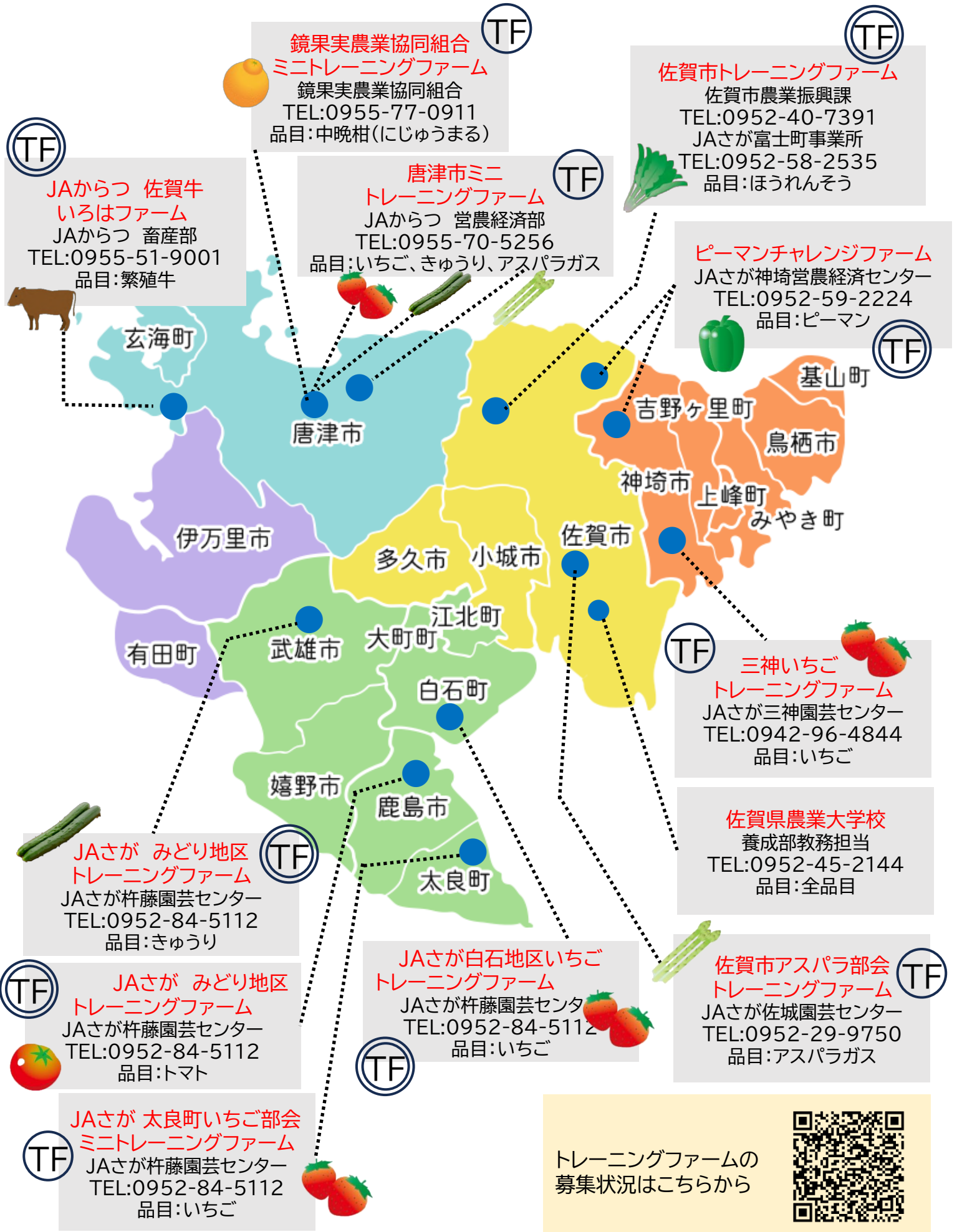
(生産部会、トレーナー、JA、市町、
農業振興センター 等)

生産部会

特徴

- 地域のベテラン農家を指導者(トレーナー)とし、トレーナーの圃場近くの小規模な研修施設で、トレーナーが研修生にマンツーマンで指導します。
- 研修の受入れは1~2組、研修期間は1~2年間となっており、トレーナーによる技術指導に加えて、関係機関が農業経営に関する座学や就農に向けたサポートを実施します。
- 生産部会・JA・市町・県で構成する「運営協議会」を設置し、就農地の確保や研修生が早期に地域に溶け込めるよう農家間のネットワークづくりの支援などを行っています。

トレーニングファーム等の設置状況



トレーニングファームの
 募集状況はこちらから

◎就農のための支援策

1 認定新規就農者制度

市町から「青年等就農計画」の認定を受けた「認定新規就農者」を重点的に支援する

【対象者】

- 新たに農業経営を営もうとする次に当てはまる青年等
- ・青年(原則18歳以上45歳未満)
- ・特定の知識・技能を有する中高年齢者(65歳未満)

詳しい内容は、
農林水産省HP



【就農計画の内容】

- 就農地(市町)
- 農業経営開始日
- 就農形態
- 目標経営類型
- 将来の農業構想
- 農業経営規模の現状及び目標(作付面積、生産量など)
- 生産方式に関する現状及び目標(機械・施設の能力、台数など)
- 経営管理に関する目標(青色申告、PC活用など)
- 農業従事の態様目標(月に○日程度を休日とするなど)
- 目標達成に必要な措置
(農機、施設の規模、構造等、実施時期、事業費、資金名等)
- 農業経営の構成(現状及び見通し)、
従事者(年齢、担当業務、年間農業従事日数)
- 雇用者(現状及び見通し)、常時雇、
臨時雇ごとに(実人数、延べ人数)
- 技術・知識の習得状況
(研修先、研修期間、研修内容、活用した補助金など)

就農計画記入
のイメージ→



【認定新規就農者のメリット】

- (1) 青年等就農資金の活用
就農当初に必要な施設整備、運転資金として
3,700万円までの無利子融資
- (2) ハウス施設整備等への補助事業の活用
- (3) 経営開始資金の活用
- (4) 市町等、関係機関の総合的なフォローアップ
など

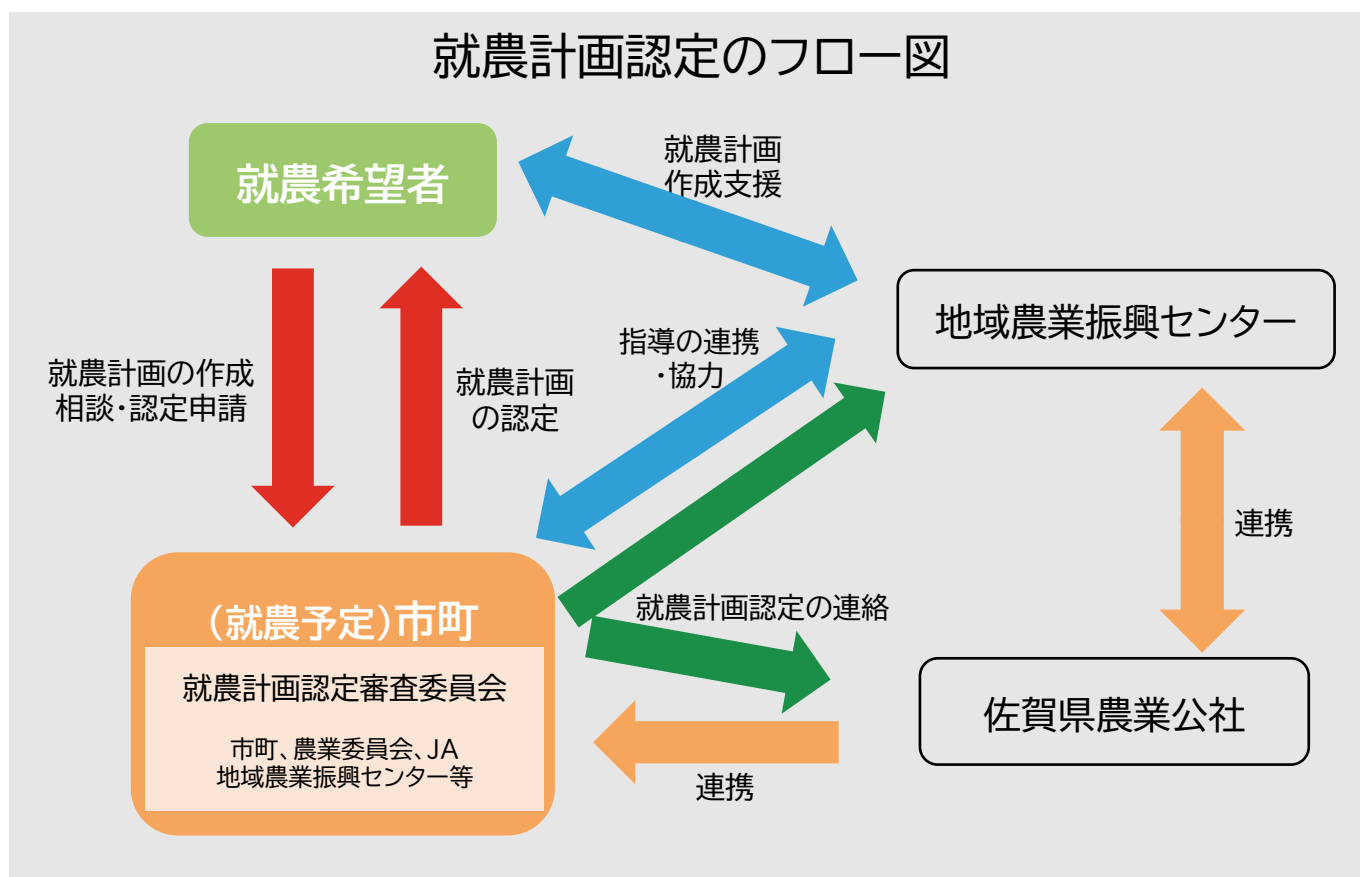
⚠ 留意点

- (1) 認定新規就農者が認定農業者になった時点で
青年等就農計画の効力は消滅
(青年等就農資金の借入は不可となる)
- (2) 青年等就農計画の有効期間は、認定を受け
た日から起算して5年間
(既に農業経営を開始した者は農業経営を
開始した日から起算して5年間)

【問合せ先】

就農予定市町の農政担当課、地域農業振興センター

就農計画認定のフロー図



就農準備資金

詳しい内容は、
農林水産省HP



就農に向けて必要な技術等を習得するために研修を受けるものに対し、資金(2年以内)を交付

交付対象者の主な要件
(すべての要件を満たす必要があります)

- ① 就農予定時の年齢が、原則49歳以下であること
- ② 独立・自営就農(※1)、雇用就農又は親元での就農(※2)を目指すこと
 - ※1 独立・自営就農を目指す者については、就農後5年以内に青年等就農計画の認定を受け「認定新規就農者」になること、又は、農業経営改善計画の認定を受け「認定農業者」になること
 - ※2 親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承するか、農業法人の共同経営者になる、又は、独立・自営就農し、認定農業者又は認定新規就農者になること
- ③ 研修計画が以下の基準に適合していること
 - 1) 県が認めた研修機関で概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修すること
 - 2) 先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと
 - a 先進農家・先進農業法人が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること
 - b 先進農家・先進農業法人の経営主が交付対象者の親族(三親等以内の者)ではないこと
 - c 先進農家・先進農業法人と過去に雇用契約(短期間のパート、アルバイトは除く)を締結していないこと
- ④ 常勤の雇用契約を締結していないこと
- ⑤ 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと
- ⑥ 申請時の前年の世帯全体(親子及び配偶者の範囲)の所得が原則600万円以下であること
- ⑦ 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

[問合せ先]

県庁農業経営課、地域農業振興センター

交付額:月12.5万円
(年150万円×最長2年間=最大300万円)

✓ 交付対象者の特例

国内での2年の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長する

⚠ 交付金の返還要件

- ① 適切な研修を行っていない場合
交付主体が、研修計画に則して必要な技能を習得していないと判断した場合
- ② 研修終了後(※)1年以内に50歳未満で就農しなかった場合
※ 就農準備資金の研修終了後、更に研修を続ける場合(原則4年以内で就農準備資金の対象となる研修に準ずるもの)は、その研修後
- ③ 交付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、農業を継続しない場合
- ④ 独立・自営就農を目指す者について、就農後5年以内に認定新規就農者または認定農業者にならなかった場合
- ⑤ 親元就農を目指す者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合、法人については、経営者(共同経営者含む)にならなかった場合、または、独立・自営就農しなかった場合

経営開始資金

新規就農者が農業経営を始めて経営が安定するまでの最大3年間、資金(2年以内)を交付

交付対象者の主な要件
(すべての要件を満たす必要があります)

- ① 就農時の年齢が、原則49歳以下の認定新規就農者
- ② 独立・自営就農であること
 - ・農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
 - ・主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること
 - ・生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷又は取引すること
 - ・経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること
 - ・交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること
- ③ 親等の経営の全部又は一部を継承する場合には、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、かつ新規参入者と同等の経営リスク(新規作目の導入や経営の多角化等)を負うと市町村に認められること
- ④ 就農する市町村の「目標地図」に位置づけられていること(見込みも可)、「人・農地プラン」に中心経営体として位置づけられていること(見込みも可)、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ⑤ 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給していないこと
また雇用就農資金による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと
- ⑥ 申請時及び交付期間中の前年の世帯全体(親子及び配偶者の範囲)の所得が原則600万円以下であること

交付額:月12.5万円

(年150万円×最長3年間=最大450万円)

✓ 交付対象者の特例

- ①夫婦ともに就農する場合(家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合)は、夫婦合わせて1.5人分を交付
- ②複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに最大150万円を交付

⚠ 交付停止となる場合

- ①交付要件を満たさなくなった場合
- ②農業経営を中止した場合
- ③農業経営を休止した場合
- ④就農状況報告を定められた期間内に行わなかった場合
- ⑤前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合(ただし、支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認めた場合、交付可能)等

⚠ 交付金が返還となる場合

- ①交付期間終了後、交付期間と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合
- ②青年等就農計画を達成するための必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていない場合
- ③虚偽の申請等を行った場合 等

詳しい内容は、
農林水産省HP



経営発展支援事業

就農後の経営発展のために、県が機械・施設等導入を支援する場合、県の2倍を国が支援

交付対象者の主な要件(すべての要件を満たす必要があります)

- ① 就農時の年齢が、原則49歳以下の認定新規就農者
- ② 新たに農業経営を開始し、独立・自営就農すること
- ③ 親等の経営の全部又は一部を継承する場合には、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、かつ継承する農業経営の現状の所得、売上若しくは付加価値額を10%以上増加させる、又は生産コストを10%以上減少させる計画であると市町村に認められること
- ④ 就農する市町の「目標地図」に位置づけられていること(見込みも可)、「人・農地プラン」に中心経営体として位置づけられていること(見込みも可)、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ⑤ 本人負担分の経費について、融資機関から融資を受けること(青年等就農資金を活用可)

補助対象事業費上限1,000万円

(経営開始資金の交付対象者は上限500万円)
(夫婦ともに就農する場合の上限額は1.5倍)

助成対象

- (1) 機械・施設等の取得、改良又はリース(軽トラ除く)
- (2) 家畜の導入、果樹・茶の新植・改植
- (3) 農地等の造成、改良または復旧

[事業内容の要件]

- ・事業費が整備内容ごとに50万円以上であること
- ・機械等の耐用年数がおおむね5年以上20年以下のもの
- ・中古機械・施設にあつては、耐用年数が2年以上のもの
- ・汎用性の高い機械・施設でないこと
- ・あらかじめ立てた計画の成果目標に直結すること
- ・園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるもの
- ・個々の事業内容について、単年度で完了すること。

3 新規就農者が活用できる主な資金の種類と融資条件

青年等就農資金

新たに農業経営にチャレンジする認定新規就農者を応援する無利子の資金

- 対象者 : 認定新規就農者
- 融資期間 : 17年以内(うち据置期間5年以内)
- 融資限度額 : 3,700万円
- 金利 : 無利子(お借入れの全期間にわたり無利子)
- 担保 : 原則として、融資対象物件のみ
- 保証人 : 原則として個人の場合は不要、法人の場合は代表者
- 融資期間 : 株式会社日本政策金融公庫



(日本政策金融公庫HP)

資金の使いみち

青年等就農計画の達成に必要な無利子の資金

施設・機械

農業生産用の施設・機械のほか、農産物の処理加工施設や販売施設

果樹・家畜等

家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植費のほか、それぞれの育成費

借地料などの一括支払い

農地の借地料や施設・機械のリース料などの一括支払い
※農地の取得費用は対象となりません

その他経営費

経営開始に伴って必要となる資材費など

経営体育成強化資金

意欲と能力をもって農業を営む方の前向き投資や償還負担の軽減を支援する資金

- 対象者 : 農業を営む個人、法人・団体であって、経営改善計画を融資機関に提出された方
- 融資期間 : 25年以内(うち据置期間3年以内)
- 融資限度額 : ①～③の範囲内でかつその合計額が個人及び農業参入法人1億5,000万円、法人・団体5億円以内
①前向き投資 負担額の80%
②再建整備 個人 1,000万円(特認1,750万円、特定2,500万円)、法人4,000万円
③償還円滑化 経営改善計画期間中の5年間(特認の場合10年間)において支払われる
既往借入金等に係る負債の各年の支払金の合計額に相当する額
- 金利 : 1.4%(2024年6月19日現在)
- 担保・保証人 : 応談
- 融資期間 : 株式会社日本政策金融公庫



(日本政策金融公庫HP)

資金の使いみち

経営改善資金計画または経営改善計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な資金

前向き投資

農地等

取得のほか、改良・造成も対象

施設・機械

農産物の生産、流通、加工、販売などに必要な施設・機械などが対象

家畜・果樹等

購入費、新植・改植費用のほか、育成費も対象

利用料の一括支払い

農地の利用権を取得する場合における権利金などの一括支払いが対象

償還負債の軽減

再建整備

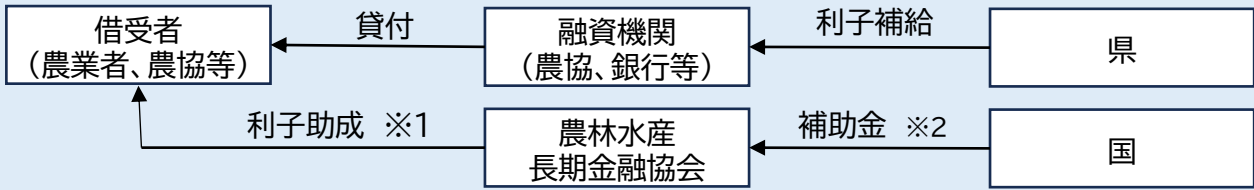
農地等の取得・改良・造成や、農業経営に必要な資材・施設などの取得・設置のために生じた負債(制度資金等を除く)の整理に必要な資金が対象

償還円滑化

既往借入金等の負債(制度資金、土地改良事業負担金など)に係る支払いの負担を軽減するために、経営改善計画期間中の当該負債の支払いに必要な資金が対象

農業近代化資金

意欲と能力を持つ農業を営む者等に対し、経営改善に必要な施設資金等を融通するため、県が農協、銀行等民間金融機関に利子補給措置を講じ、長期かつ低利の資金を融資する。



- 対象者 : 農業を営む者(認定農業者、新規就農者、主業農業者、継続的農地利用者、集落営農組織、農業を営む任意団体など)
- 融資期間 : 資金使途に応じ7~20年以内(うち据置期間2~7年以内)
- 融資限度額 : 農業を営む者 個人 1,800万円 法人・団体 2億円
- 金利 : 1.40%(令和6年6月19日現在)
- 融資率 : 原則80%以内
 【認定農業者に対する特例】
 - ・融資率100%以内
 - ・実質金利は、借入期間に応じて0.35~0.65%が適用(貸付額が個人1,800万円(法人3,600万円)に達するまでに限る)
- 融資機関 : 農協、信用農協連合会、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合
- 資金使途 :
 - ・畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通、加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得
 - ・果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入または育成
 - ・農地又は牧野の改良、造成又は復旧
 - ・長期運転資金



(農林水産省HP)

4 佐賀県内の農業者(新規就農者等)が活用できる事業

さが園芸生産888整備支援事業(令和5~8年度 県単独事業)

農業所得の確保・向上ができる園芸農業の確立に必要な施設・機械等の整備に対する補助

- 対象者 : 農業経営開始後5年以内の認定農業者や認定新規就農者など
- 補助率 : 60%(県補助50%、市町補助10%)等
 ※園芸団地に整備する場合75%(県補助65%、市町補助10%)
 ※取組内容、市町によって補助率は異なります。
- 補助内容 : 収量・品質の向上や規模拡大、コスト削減のために必要な施設・機械等の整備
 - ①園芸用ハウス、育苗施設
 - ②省力化機械・装置
 - ③高品質化機械・装置
 - ④省石油型機械・装置
 - ⑤土づくり用、病害虫低減機械・装置
 - ⑥選別、調整、加工用機械・装置
 - ⑦長寿命化対策
 - ⑧中古ハウスリノベーション対策
 - ⑨園芸振興において政策的に特に必要な施設、機械・装置、資材等
 - ⑩大雨・大雪被害防止対策 の整備、購入費用など
- 主な要件 : (対象品目)原則1品目に統一
 (受益面積)施設園芸 3アール以上(中山間では1アール以上の場合あり)
 露地園芸 1ha以上(個人が事業実施主体の場合は50アール以上)
 (GAP等の取組)認証有又は取組計画有
 (対象機械・施設)国庫補助事業の対象とならないもの
- 問合せ先 : 市町の農政担当課、地域農業振興センター、県庁園芸農産課



(県888運動HP)

5 その他の支援策

雇用就農資金

就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成

● 対象者 : 雇用元の農業法人等、雇用して技術を習得させる機関

● 支援額 : 60万円/年 最長4年間

● 農業法人 : (1) おおむね年間を通じて農業を営む事業体等であること
等の要件 (2) 十分な指導を行うことのできる指導者を確保できること
(3) 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること
(独立が前提の場合は、期間の定めのある雇用契約で可)
(4) 雇用保険及び労災保険に加入させること など



(農林水産省HP)



(農業会議所HP)

● 新規雇用 : (1) 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する50歳未満の者
就農者の要件 (2) 支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること
(3) 過去の農業就業期間が5年以内であること
(4) 原則として農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと
(5) 過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金(準備型)等で研修を受けていないこと

● 問合せ先 : 佐賀県農業会議(巻末参照)

佐賀県地方創生移住支援事業

東京圏から佐賀県へ移住された方に移住支援金を支給

● 対象者 : 東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のうち条件不利地域を除いた地域)から
佐賀県へ移住された方

● 支援額 : 単身の場合60万円、世帯の場合100万円
さらに子育て世帯18歳未満の子1人につき最大100万円の加算

● 移住元 : ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京圏に居住・通勤していたこと。
の要件 ② 住民票を移す直前に連続して1年以上、東京圏に居住・通勤していたこと。

● 移住先 : ① 申請時において、転入後1年以内であること
の要件 ② 転入先の市町に、5年以上継続して居住する意思があること など

● 支援金 : ① 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した市町から転出した場合
返還要件 ② 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 など

● 移住支援金実施市町 : 佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、
吉野ヶ里町、基山町、上峰町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町(令和6年度 18市町)

● 問合せ先 : 市町の移住担当課、県庁さが創生推進課

(県移住支援HP)→

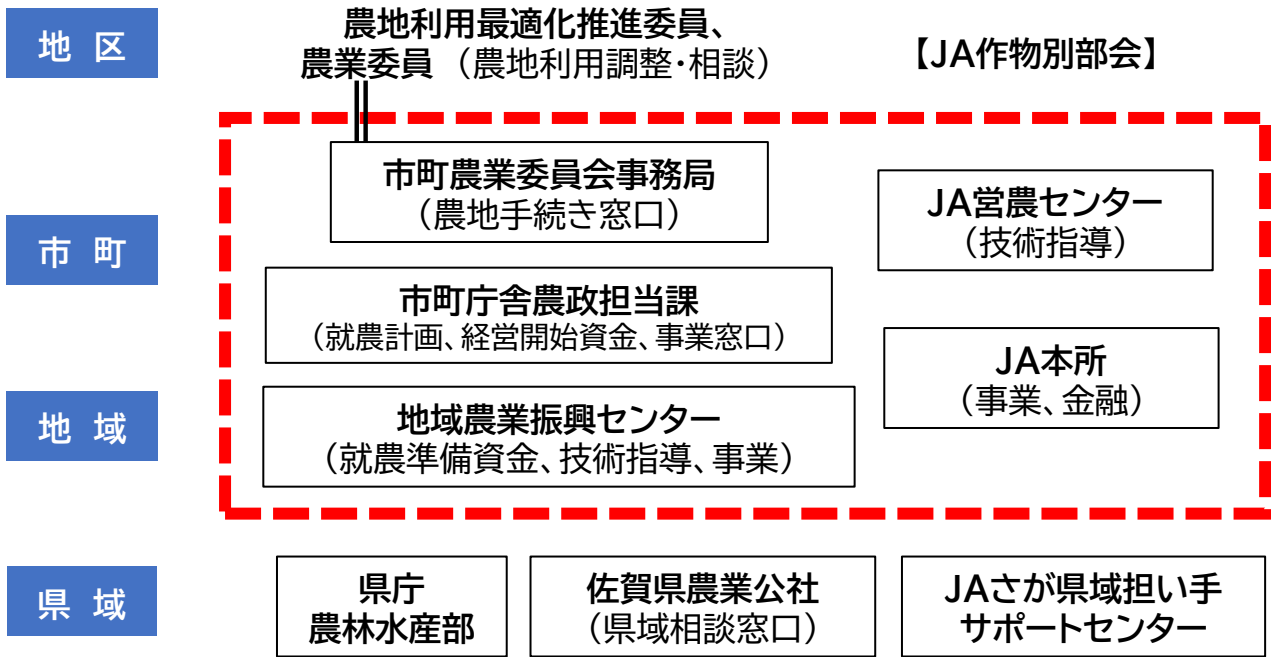


○就農までに取り組む事項チェックリスト

項目	取組事項	窓口等
就農相談	<input type="checkbox"/> 相談先を調べる <input type="checkbox"/> 各相談先から情報収集	各機関、団体
就農構想	<input type="checkbox"/> 情報収集後、自ら樹立(以後、就農計画へブラッシュアップ)	—
就農計画	<input type="checkbox"/> 素案検討 <input type="checkbox"/> 計画作成 <input type="checkbox"/> 計画書提出 <input type="checkbox"/> 審査 <input type="checkbox"/> 市町認定 (就農後5年間有効)	就農地の市町
技術習得研修	<input type="checkbox"/> 研修先選定(<input type="checkbox"/> 就農準備資金手続き) <input type="checkbox"/> 研修先決定 <input type="checkbox"/> 研修実施	各研修実施主体
農地確保	<input type="checkbox"/> 選定・交渉 <input type="checkbox"/> 内諾 <input type="checkbox"/> 権利設定申請 <input type="checkbox"/> 許可	就農市町の農業委員会
農業機械	<input type="checkbox"/> 見積り・機種選定 (<input type="checkbox"/> 補助、融資手続き) <input type="checkbox"/> 購入	農協等農機具業者
ハウス建設	<input type="checkbox"/> 設計・積算 (<input type="checkbox"/> 補助、融資手続き) <input type="checkbox"/> 業者決定 <input type="checkbox"/> 建て込み	農協等ハウス建設業者
住居確保	<input type="checkbox"/> 選定 <input type="checkbox"/> 内覧 <input type="checkbox"/> 契約 (<input type="checkbox"/> 建設)(<input type="checkbox"/> 引っ越し)	不動産業者等
就農準備資金	<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 審査 <input type="checkbox"/> 助成決定(年150万円 最長2年間)	農業振興センター等
経営開始資金	<input type="checkbox"/> 就農計画認定 <input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 審査 <input type="checkbox"/> 決定 (年150万円最長3年間)	就農地の市町
制度資金借入	<input type="checkbox"/> 借入申込 <input type="checkbox"/> 審査会 <input type="checkbox"/> 貸付決定 <input type="checkbox"/> 貸付実行	就農地の農協等
ハウス等補助金	<input type="checkbox"/> 要望 <input type="checkbox"/> 内定 <input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 決定 <input type="checkbox"/> 着工 <input type="checkbox"/> 竣工 <input type="checkbox"/> 実績報告 要望時期は、事業実施前年度6月頃(市町に要確認)	住所地の市町
雇用就農資金	(新規就農を目指し技術習得を目指す者を雇用する法人を対象) <input type="checkbox"/> 応募(年3回) <input type="checkbox"/> 採択 <input type="checkbox"/> 支援開始(年60万円 最長4年間)	佐賀県農業会議

(注)このチェック表は目安であり、個別の就農事情により不要となったり、必要な事項が増えることがあります。

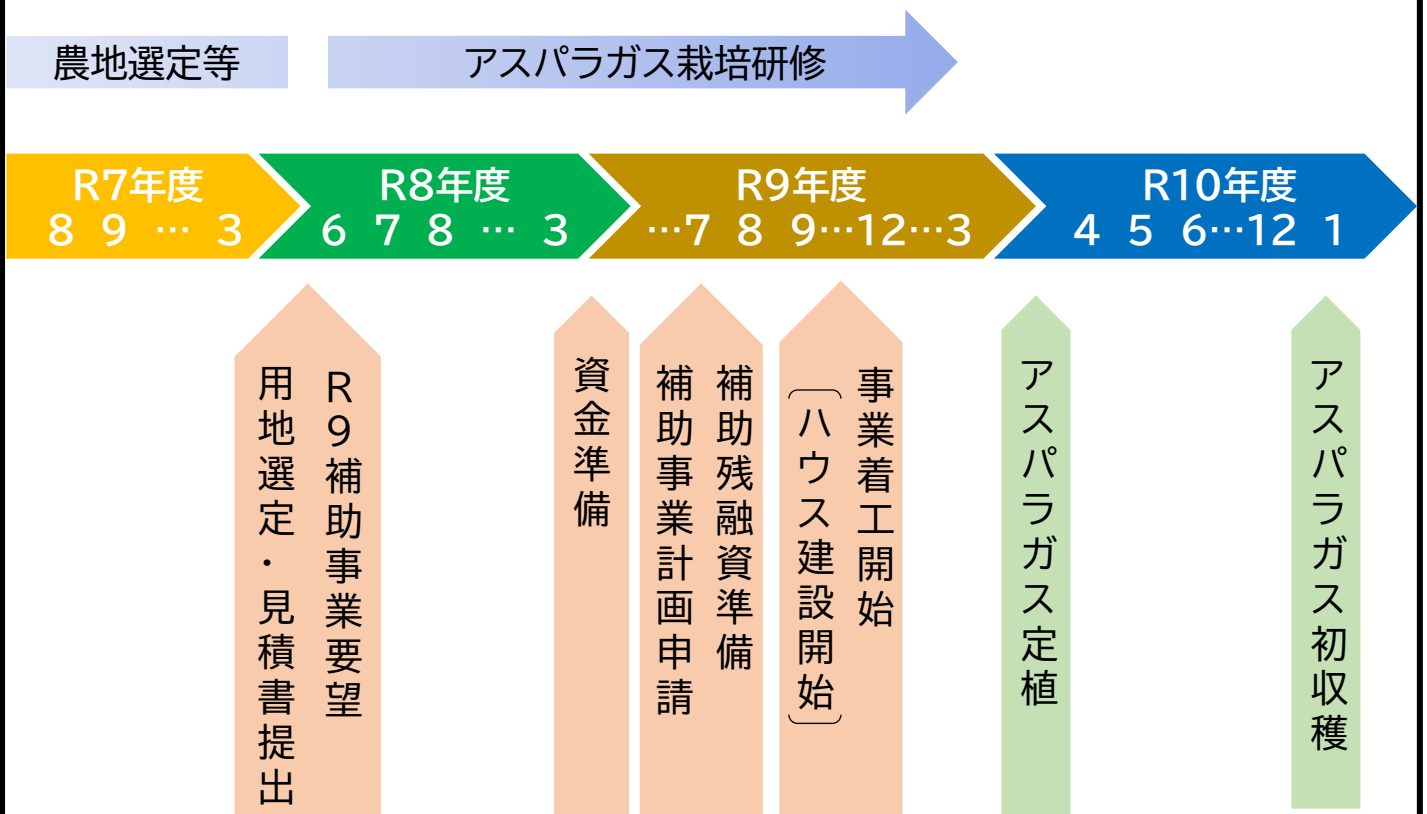
あなたの就農をお手伝いする関係機関・団体



- 就農相談窓口**
- ①栽培したい品目、就農したい地域が決まっていない場合 → 佐賀県農業公社
 - ②品目または地域が決まっている場合 → 市町、地域農業振興センター
 - ③品目・地域どちらも決まっている場合 → JA、市町、地域農業振興センター

補助事業を活用してアスパラガス栽培を始める場合の流れ（イメージ）

※佐城農業振興センター資料を引用



※詳細は、お住いの市町の就農担当窓口で確認してください。

◎ 佐賀県内の各市町における就農支援策（令和6年度）

市町名	事業・施策名	対象者・条件	支援等の内容	募集期間	募集人員	問合せ先
佐賀市	ワンストップ就農相談会	佐賀市内での就農を希望する者	関係機関(県・市・JA・金融公庫など)による就農に向けた各種相談への対応。	随時	—	農業振興課 生産者育成係 ☎0952-40-7118
	佐賀市親元就農支援給付金	佐賀市富士町・三瀬村において、親元就農(2親等以内)する者、他条件有	給付金額:60万円 給付期間:最長2年間	6月頃	3名程度	農業振興課 生産者育成係 ☎0952-40-7118
佐賀市	佐賀市トレーニングファーム事業	【給付要件】 ①研修終了後、佐賀市富士町に就農・定住する方 ②普通自動車運転免許を取得している方 ③年齢50歳未満の夫婦または親族2人 ④就農時400万円程度の資金を有している方 ※②、③、④については相談可	※現役園芸農家を講師として、2年間の研修を行い、その後独立就農・定住をしていただきます。また、研修から就農までJA、県、市、地域が一体となったサポートを行います。 【研修手当】 就農準備資金最大150万円/年交付。また、交付対象とならない研修生に対しては独自に120万円/年を給付。 【就農手当】 経営開始資金最大150万円/年交付。また、交付対象とならない就農生に対しては独自に1年目120万円、2年目90万円、3年目60万円を給付。 【研修費用】 無料 【住居】 研修期間中は宿泊施設を確保し、居住支援として家賃補助あり。 【その他】 移住支援(引越費用等助成)、居住支援(家賃補助、住宅取得費用助成)あり。研修生募集時には短期研修を予定(旅費、宿泊費助成あり)。専任講師(現役園芸農家)による指導。就農時の農地・家屋取得の斡旋。	4月～8月頃	2組(4名)	農業振興課 生産者育成係 ☎0952-40-7118
 佐賀市TFF研修生募集						
就農希望者に向けたサポート		(市地域を所管する佐賀県や佐賀県農業協同組合などの)関係機関・団体と連携して、(新規就農相談に関する)総合相談窓口を設置して、意欲ある就農希望者の就農準備から就農後までをサポートします。				
佐賀市の農業の特徴		平坦地域から中山間地域まで、農地の標高差が500m以上あることから、それぞれの気候や地形を活かした農業が展開されています。平坦地域では、土地利用型農業(水稲・麦・大豆)をはじめ、アスパラガス、きゅうり、いちご、トマト、なすなどの施設野菜、タマネギ、れんこんなどの露地野菜、バラ、電照キク、ホオズキなどの花きが生産されています。また、中山間地域では冷涼な気候を活かし、水稲や ほうれんそう、レタス、パセリなどの野菜、みかんなどの果樹、キク、トルコギキョウなどの花きなど多様な農産物が生産されており、日本各地への食料供給基地として重要な位置を占めています。				
主な農産物		水稲、麦、大豆、アスパラガス、きゅうり、いちご、トマト、なす、ほうれんそう、タマネギ、れんこん、みかん				
多久市	ワンストップ就農相談会	就農希望者	【就農相談窓口】各関係機関(市・県農業振興センター・JA)による就農に向けた各種相談への対応	随時	—	農林課 ☎0952-75-4825
小城市	ワンストップ就農相談会	小城市内での就農希望者	関係機関(市、県農林事務所、県振興センター、JA、金融公庫)による就農に向けた各種相談への対応	随時	—	農林水産課 ☎0952-37-6125
鳥栖市	ワンストップ就農相談会	鳥栖市内での就農希望者	各関係機関(市・農業委員会・県農業振興センター・JA)による就農に向けた各種相談への対応。	随時	—	農林課 ☎0942-85-3563
神埼市・佐賀市	ピーマンチャレンジファーム	①研修終了後、神埼市育振町または佐賀市三瀬村内に就農できる者 ②運搬用車両(軽トラック)を有する者 ③就農時100万円程度の資金を有している者	現役ピーマン農家を講師として、1年間の模擬経営等を通じて研修を行い、その後独立就農していただきます。また、研修から就農までJA、県、市、地域が一体となってサポートを行います。	9月～10月頃	2組(4名)	青振・三瀬園芸振興協議会 (JAさが神埼宮農経済センター北部事業所) ☎0952-59-2224
吉野ヶ里町	就農相談窓口	吉野ヶ里町内での就農希望者	【就農相談窓口】各関係機関(町・農業委員会・県農業振興センター・JA)による就農に向けた各種相談への対応。	随時	特になし	農林課 ☎0952-37-0347
	吉野ヶ里町担い手育成支援対策事業費補助	吉野ヶ里町の農林業の担い手及び農業後継者	農業大学校又はそれに準ずる研修機関で農業資格及び技術を修得するための研修に要する経費に対して、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1とし、千円未満は切捨て。補助金の限度額は、8,000円以内の額とする。	随時	予算の範囲内	
基山町	ワンストップ就農相談会	就農希望者	【就農相談窓口】各関係機関(町、農業委員会、県農業振興センター、JA)による就農に向けた各種相談会の実施	随時	—	産業振興課 ☎0942-92-7945
上峰町	就農相談窓口	上峰町内での就農希望者	【就農相談窓口】各関係機関(町・農業委員会・県農業振興センター・JA)による就農に向けた各種相談への対応。	随時	特になし	産業課 ☎0952-52-7415
みやき町	ワンストップ就農相談会	就農希望者	【就農相談窓口】各関係機関(町・農業委員会・県農業振興センター・JA)による就農に向けた各種相談への対応。	第3木曜日	—	農林課 ☎0942-96-5534

市町名	事業・施策名	対象者・条件	支援等の内容	募集期間	募集人員	問合せ先
唐津市	明日の農業者チャレンジ支援事業	【対象者】次の1～3の全てを満たす親元就農者 1 50歳未満の市内在住者 2 認定農業者の子・孫 3 令和3年4月1日以降に就農した人 【給付要件】次の要件をすべて満たすこと 1 年間農業従事日数150日以上 2 家族経営協定の締結 3 就農先の親等の前年総所得が400万円未満 4 生活費の確保を目的としたその他の事業による給付等を受けていないこと 5 市税の滞納がないこと	1人当たり 60万円/年(夫婦就農の場合は、1組当たり90万円/年) 初回申請日より最長2年間給付	令和6年6月下旬～令和6年7月下旬	予算の範囲内	農政課 ☎0955-72-9128
	新規就農者ステップアップ支援事業	【主な給付要件】<研修生> 次の1～6の全てを満たす市内在住者、または研修終了までに転入することが見込まれる者 1 新規就農を希望する者で、農業経営を開始していないこと 2 研修終了後1年以内に市内で就農し、2年以上継続して農業経営を行うこと 3 18歳以上で、かつ就農時の年齢が60歳未満であること 4 受入農家等の3親等以内の親族でないこと 5 国・県等が行う新規就農者への研修に対する支援等を受けていないこと 6 生活費の確保を目的としたその他の事業による給付等を受けていないこと	【研修給付金】 市内在住者:研修生1人当たり月額10万円 転入予定者:研修生1人当たり月額12.5万円 ※夫婦で研修を受ける場合は1.5倍を支給	随時	予算の範囲内	 <p>唐津市就農支援</p>
	就農相談窓口	【就農相談窓口】 唐津市内での就農を望む者	【就農相談窓口】各関係機関(市・農業委員会・県農業振興センター・JA)による就農に向けた各種相談への対応。	随時	特になし	
	市のアピール【唐津版アグ・トレ】	唐津市は、海と山に囲まれた自然豊かな土地です。温暖な気候と変化に富んだ地勢を生かし、ハウスミカン等の果樹、いちご等の施設園芸、露地野菜、佐賀牛をはじめとする畜産、ブランド米など生産を展開しています。地元の先輩農家に指導してもらって研修システムを創設しております。関係機関一丸となり支援を行います。				
玄海町	就農相談窓口	【就農相談窓口】 玄海町内に居住する(予定含む)就農希望者	【就農相談窓口】各関係機関(町・農業委員会・県農業振興センター・JA)による就農に向けた各種相談への対応。	随時	特になし	農林水産課 ☎0955-52-2199
伊万里市	就農相談会	就農希望者	関係機関(農業振興センター・県・市・JA)による就農に向けた各種相談への対応 時期:毎月第3火曜日 14:00～ 場所:伊万里総合庁舎	年間	特になし	農業振興課 ☎0955-23-2557
	伊万里梨栽培研修給付金	○研修開始時の年齢が50歳未満 ○研修終了後は伊万里に居住し、市内で梨栽培を行うこと ○直系親族に梨栽培をしているものがないこと ○年間研修時間が1,200時間を超えること ○梨園を守る会による研修を受講すること	給付金額:100万円(夫婦の場合は150万円) ※年度途中で研修する場合は、月割計算 給付期間:最大24ヶ月	随時	予算の範囲内	 <p>伊就万里支市援</p>
	就農呼び込みアピール	就農するなら「いまりで、決まり！」就農前から就農後まで全力でサポートします。伊万里市は佐賀県の西北部に位置し、地域の特性を生かしながら、米・果樹・施設園芸・畜産を中心とした農業生産が展開されています。				
有田町	就農相談会	就農希望者	関係機関(農業振興センター・県・市・JA)による就農に向けた各種相談への対応 時期:毎月第3火曜日 14:00～ 場所:伊万里総合庁舎	年間	事前予約制	
	園芸用パイプハウス設置事業補助	設置後5年間は園芸用施設として使用し、生産品の主たる部分または全部を町内の農産物直売所もしくは市場へ出荷すること(3年間販売実績報告義務有)	新たに設置するおおよそ100平方メートル以上の農業用ビニールハウスの設置資材及び工事費とする。ただし、当該経費について、他の制度による補助又は融資を受けない場合に限る。対象経費の1/2以内の額とし、20万円を限度とする。	随時	予算の範囲内	農林課 ☎0955-46-5616
	親元就農者支援事業	農業後継者の育成・確保を図るため、新規就農者育成総合対策事業及び旧農業次世代人材投資資金の交付対象とならない親元就農者等に対し、親元就農等交付金を交付 ○共通要件 ・町内に住所を有すること。 ・町内において農業に従事すること。 ・年間農業従事日数が150日以上であること。 ・就農時の年齢が18歳以上50歳未満であること。 ①親元就農者 …認定農業者の2親等内の直系卑属であること。 ②認定新規就農者…自らが青年等就農計画の認定を受け認定新規就農者になること。	30万円/年(3年間)	随時	予算の範囲内	

市町名	事業・施策名	対象者・条件	支援等の内容	募集期間	募集人員	問合せ先
武雄市	ワンストップ就農相談窓口	【対象者】 市内に居住する(予定含む) 就農希望者	各関係機関(市・農業委員会・県農業振興センター・JA)による就農に向けた各種相談への対応 ※毎月第2水曜日に就農相談会を開催(要予約)	随時	—	農林課 ☎0954-23-9335
	武雄市農業近代化資金融通助成	【対象者】 市内農業者等に農業近代化資金を貸し付けた融資期間、農業協同組合へ助成する。	予算の範囲内において、貸付利率の2分の1以内で助成する。	随時	—	
	武雄市新規就農研修者家賃助成事業	【対象者】市外からの転入者で、 武雄市内に居住し、研修終了後市内での就農を目指す新規就農研修者。 【条件】農業次世代人材投資事業資金(準備型)の交付対象であること。	【家賃助成】上限5万円/月、 最長2年間助成する。	随時	予算の範囲内	
	武雄市農の里親事業	【給付要件】<研修生> 市内に住所を有するもので、 ①研修終了後1年以内に市内で就農し、2年以上の継続を目指すこと。 ②18歳以上で、かつ、就農予定時の年齢が50歳未満であること。 ③受入農家等の3親等以内でないこと。 ④研修開始時に農業次世代人材投資資金の交付を受けていないこと。 <受入農家等> ①認定農業者、または農業経営を5年以上行っているもの。	1年以内の研修(研修日数20日以上/月)に 対し支給 【研修給付金】研修生1人当たり月額10万円 【研修指導料】研修生1人当たり月額2万円	随時	予算の範囲内	
	武雄市新規就農者経営改善事業補助金	【対象者】 市内に住所を有する認定新規就農者 で、農業経営開始から1年以上経過 しているもの。	【対象経費】 ①施設・設備等の整備・改良等 ②農作業の効率化に資する整備・改良等 ③収量増加や所得向上に資する整備・改良等 対象経費の2分の1(上限50万円)を補助	随時	予算の範囲内	
	武雄市新規就農スタートアップ支援事業補助金	【対象者】市内に住所を有する 認定新規就農者で、農業経営開始から3年未満のもの。 【対象経費】①種苗・肥料・農薬等の生産資材 ②農地・機械にかかる賃借料	対象経費の2分の1 (上限30万円)を補助	随時	予算の範囲内	
	武雄市定住就農者支援事業	【対象者】市内に住所を有する認定新規 就農者で、5年以上営農の継続を目指す者	【家賃助成】家賃月額の2分の1以内 (上限2万5千円)を補助。最長2年間	随時	予算の範囲内	
	武雄市新規就農農地提供協力金	【対象者】 市内に住所を有する認定新規就農者に、 農地の提供を行う者	【協力金】 1,000㎡当たり3万円支給	随時	予算の範囲内	
就農呼び込みアピール	【主な農産物】水稲、麦を中心に、きゅうり、チンゲン菜、アスパラガス、いちごなどの施設園芸が盛んです。 【特徴・アピール】武雄市は佐賀県西部に位置しており、雄大な山々に囲まれ、豊かな自然にあふれています。 また、高速道路等の自動車網、鉄道、新幹線の要所となっており、福岡県、長崎県、県内各市町へのアクセスの良さからハブ都市としての機能を兼ね備えています。各地へ行くにも、武雄市を訪れるにもアクセスが良く、「ちょうどいい田舎」として住む人に合う「住みやすさ」を見つけられます。					
大町町	ワンストップ就農相談会	就農希望者	就農相談窓口】各関係機関(町・農業委員会・県農業振興センター・JA)による就農に向けた各種相談への対応。	第3水曜日	—	農林建設課 農政係 ☎0952-82-3151
	転入奨励金	3年以上大町町以外の市町に居住する者が大町町内に定住することを目的として新築住宅又は中古住宅を取得した場合 (専ら人が居住の用に供する部分の床面積が50平方メートルを超えるもので、取得に要した費用が500万円以上のもの) ※除外要件あり	住宅1戸につき100万円 ただし、中古住宅取得の場合は、取得価格(土地を含む)の3%以内で100万円を限度とし支給 同居する中学生以下の子1人につき30万円支給	随時	転入、住宅取得前に要申請	予算の範囲内
	大町町引越費用助成金	新たに転入して大町町内に居住する世帯の者 ※除外要件あり	引越費用の2分の1以内とし、1世帯当たり5万円を上限	随時	転入時に申請	予算の範囲内
	空き家バンク	居住、起業などを検討している方	空き家を紹介	随時	—	—
大町町空き家活用対策事業補助金	大町町空き家バンク制度を活用して、空き家を購入又は賃貸若しくは賃借した者 ※除外要件あり	・空き家の改修 補助対象事業に要した経費に2分の1を乗じて得た額(限度額50万円) ・空き家を利用するための不要物の撤去 補助対象事業に要した経費に2分の1を乗じて得た額(限度額10万円)	随時	リフォーム前までに要相談	予算の範囲内	



市町名	事業・施策名	対象者・条件	支援等の内容	募集期間	募集人員	問合せ先	
江北町	新規就農支援事業補助金	江北町に住居登録された認定新規就農者	<p>【家賃支援事業】 自らの居住に供するために賃貸住宅(町内物件)を借り上げて、家賃を支払う者 上限5万円</p> <p>【経営支援事業】 国・県補助金対象事業を除く井戸・排水施設設備・生産資材等に係る経費等。 対象事業費の10/10 上限100万円(1回限り)</p>	随時	予算の範囲内	地域振興課 ☎0952-86-5615	
	就農呼び込みアピール	江北町で新規就農したい方は、まずはお気軽に地域振興課までお問い合わせください。					
白石町	白石地区いちごトレーニングファーム	<p>①研修開始日の満年齢が18歳以上で就農開始時におおむね50歳未満であること</p> <p>②研修終了後、白石町に在住して農業経営を開始し、5年以上の農業に従事できる者</p> <p>③農業技術や農業経営力等を身に就けるための研修制度であることを十分理解し農業研修、就農について家族の同意を得ていること</p> <p>④普通運転免許を所持していること</p> <p>⑤新規就農のための準備金として概ね300万円以上の自己資金を有すること。 なお、消費者金融等からの借入がないこと。</p>	トレーニングファームでの高設いちご栽培技術(品種「いちごさん」)及びいちご経営原則として研修に関する費用は無料 【研修手当】新規就農者育成総合対策(就農準備資金)申請後、承認されれば一人当たり年間150万円の支給可能	5月1日から12月1日まで	4人以内		
	しろいし農業塾	<p>【資格要件】</p> <p>①日本国籍を有し、研修開始日の満年齢が18歳以上で就農開始時におおむね50歳未満であること</p> <p>②心身ともに健康で、誠実に研修ができること</p> <p>③応募の際、佐賀県外に在住しており、研修開始時白石町に住居登録でき、2ヶ年以上継続できること</p> <p>④研修終了後、白石町内に居住しながら農業経営を開始し、5年以上の農業に従事できる者</p> <p>⑤農業技術や農業経営力等を身に就けるための研修制度であることを十分理解し農業研修、就農について家族の同意を得ていること</p> <p>⑥普通運転免許を所持していること</p> <p>⑦新規就農のための準備金として300万円程度の自己資金を有すること。なお、消費者金融等からの借入がないこと。</p>	<p>【研修内容】 施設園芸を基本とし農業講座(講習会)、農業実践研修、その他農業経営に関する各種研修会を実施する</p> <p>【研修手当】 新規就農者育成総合対策(就農準備資金)申請後、承認されれば一人当たり年間150万円の支給可能</p> <p>【研修時間】 1日8時間、月20日を基本とし、月160時間勤務とする</p> <p>【住居】 住居の確保・家賃は農業塾の負担(上限60,000円)</p> <p>【車両】 営農車(軽トラック又は軽バン)1台貸与(条件あり)し、40ℓ/月分の燃料費を支給</p> <p>今後変更の可能性あり</p>	5月1日から12月1日まで	4人以内	農業振興課 ☎0952-84-7121	
	ワンストップ就農相談会	就農希望者	【就農相談窓口】各関係機関(町・農業委員会・県農業振興センター・JA・融資機関)による就農に向けた各種相談への対応		随時 ※毎月第4木曜日に相談会開催(要予約)	—	
	やってみようセミナー	町内新規就農希望者	<p>セミナーの開催</p> <p>②就農支援策の紹介</p>	<p>①作物の栽培・経営状況説明</p> <p>③先輩農業者の体験談発表</p>	毎年7月頃	—	
	農業の特徴アピール	<p>佐賀県の南西部に位置し、幾多の干拓事業により5、900haの農地を有しており、県内有数の野菜の産地となっています。</p> <p>町内のほとんどの農地で圃場整備事業が完了しており、大規模で耕作条件が良い農地が広がっています。</p> <p>多くの野菜農家で水稻の作付後に露地野菜を作付けすることで、耕地をフルに使って所得向上を図っています。</p> <p>町内にはいちごのトレーニングファームがあり、2年間栽培技術を学ぶことができ、卒業後には安心して経営を開始することができます。</p> <p>農業従事者の高齢化、労力不足、後継者不足が進んでおり、白石町に移住して地域の担い手農家として頑張ってください新規就農者を募集しています。</p>					



市町名	事業・施策名	対象者・条件	支援等の内容	募集期間	募集人員	問合せ先
鹿島市	鹿島市担い手応援事業	○鹿島市在住かつ鹿島市において新たに営農する方 ○国や県補助の対象外になった認定新規就農者、親元就農や5年以内に営農を開始した認定農業者の新規の方	補助額:100万円定額(初期投資にかかる経費や機材購入費) ※夫婦型の場合は1.5倍の150万円	随時	予算の範囲内	農林水産課 ☎0954-63-3413
	園芸団地入植者応援プロジェクト	鹿島市園芸団地に新規に入植する農業者	補助額:30万円定額(初期投資の資材購入に活用)	随時	予算の範囲内	
	鹿島市スマート農業・有機農業等支援対策事業	鹿島市在住の農業者で新規にドローン免許や有機JAS認定やGAP等の資格取得までに取り組む方	補助額:1人5万円	随時	予算の範囲内	
	就農呼び込みアピール	鹿島市は佐賀県の南西部に位置し、東には有明海が広がり、西は太良岳山系に囲まれた自然環境に恵まれたところです。また鹿島市内全域が中山間地域に指定され、山にはみかんやぶどうなどの果樹、平地では稲作やたまねぎを中心にトマトやいちご、菊などの施設園芸が盛んです。市内にはトマトのトレーニングファームがあり、2年間栽培技術を学ぶことができ、修了後には園芸団地等で安心して経営を開始することができます。 市独自の給付金制度もありますので鹿島市で就農をお考えの方はまずはお気軽に農林水産課までお問い合わせください。				
太良町	太良町親元就農支援事業	【給付要件】 ①国庫事業の農業次世代人材投資資金又は経営開始資金の交付対象でない者 ②太良町で農業を営む農業者の子か孫で後継者として意欲がある者 ③太良町に住所を有し、かつ、町内において農業を行う者(18歳以上50歳未満) ④町税などに滞納がないこと ⑤年間の農業従事日数が150日以上であること	【給付額】 申請者1人当たり年間36万円(最長5年間)	随時	予算の範囲内	農林水産課 ☎0954-67-0315
	ワンストップ就農相談会窓口	太良町内に居住する(予定を含む)就農希望者	各関係機関(町・農業委員会・県農業振興センター・JA等)による就農に向けた各種相談への対応	随時	—	
	就農呼び込みアピール	太良町内全域が中山間地域に指定され、海岸線から多良岳山系に向かう丘陵地に樹園地(温州みかん)が広がっています。 秋から初冬にかけて、色づく温州みかんは、まちを象徴し、まちの活力のある源です。 傾斜地の特性を活かした温州みかん等の園芸作物等の生産や、繁殖牛や養豚、養鶏等の畜産が盛んです。水稲、野菜、果樹、畜産等を組み合わせた複合経営に取り組んでおり、野菜では「玉葱」の産地化が図られています。 また、ユリやバラ等の花きの施設栽培も盛んで、良質な花きを供給する県内有数の産地です。				



市町名	事業・施策名	対象者・条件	支援等の内容	募集期間	募集人員	問合せ先
嬉野市	嬉野市新規自営就農者支援事業	嬉野市内に在住し、新規に自営就農を行う者であって、青年等就農計画の認定を受けた者又は公的機関が認めたカリキュラムでの研修を修了した者	資材、機械や設備等の導入・整備等に要する経費で、国・県等の補助の対象にならないもの。経費のうち2分の1以内で50万円を上限(ただし、土地の造成又は水源確保のための井戸掘削の場合は、150万円を上限) ※起業チャレンジ応援金との併用不可	随時	予算の範囲内	農業政策課 ☎0954-66-9119
	嬉野市新規就農者生活支援事業	嬉野市での就農を目的として農業研修(トレーニングファーム、先進農家等)を行うために嬉野市へ転入する者	賃貸借契約により居住する賃貸物件の家賃(敷金、礼金等除く)で、月額家賃の2分の1以内で月5万円上限	随時	予算の範囲内	
	入植方式によるハウス団地整備事業	施設園芸による就農希望者であって、トレーニングファーム修了生又は先進農家の元で農業基礎・農業経営等を習得し、嬉野市内に居住し就農できる者	・施設園芸の開始に必要な基盤整備を市が実施	事業の進捗により随時決定		
	ワンストップ支援窓口事業	嬉野市内での就農を希望する者	関係機関(県・市・JA・金融公庫など)による就農に向けた各種相談への対応。	随時	-	
	住宅取得応援金	嬉野市外に3年以上居住する者が、嬉野市に転入し建物本体が500万円以上の家屋を購入した場合。	住宅1戸につき50万円 転入する世帯員1人につき10万円 同居する高校生以下の子1人につき8万円 などを支給	転入、住宅取得前に要申請	予算の範囲内	企画政策課 ☎0954-66-9117
	起業チャレンジ応援金	嬉野市外に3年以上居住する者が、嬉野市内に転入して2年以内に起業する場合(農業を含む)	敷金、人件費を除く、起業に要した費用の1/2最大100万円を支給 ※嬉野市新規自営就農者支援事業との併用不可	転入前までに要申請	予算の範囲内	
	空き家バンク	居住、起業などを検討している方	空き家を紹介	要相談	-	
	空き家バンク利用促進補助金	空き家バンク登録物件を利用する方で、リフォームする場合など	リフォーム費用の1/2最大50万円を支給など	リフォーム前までに要申請	予算の範囲内	
	農業ターンウェルカム応援金	嬉野市外に居住する者が、嬉野市に転入し、就農又はトレーニングファーム等で研修を行う場合 (1親等以内の親族から市内の農地又は経営を引き継ぐ者を除く)	1世帯10万円	転入前に要申請	予算の範囲内	
	嬉野市地方創生移住支援金	嬉野市へ住民票を移す前の10年間のうち5年以上、東京23区に居住しておりかつ直前に連続して1年以上、東京23区に住んでいた場合で各種要件を満たす者ほか	単身60万円 世帯100万円※ ※18歳未満の者1人につき100万円加算あり	転入後3ヶ月以上1年以内 ※メニューによって特例有	予算の範囲内	
嬉野市さが暮らしスタート支援事業補助金	嬉野市への転入時59歳以下の者で、転入直前の10年間のうち5年以上、佐賀県外に居住しておりかつ直前に連続して1年以上、佐賀県外に居住していた場合で各種要件を満たす者ほか	単身60万円 世帯100万円	転入後3ヶ月以上1年以内 ※メニューによって特例有	予算の範囲内		
家事サポート事業応援金	嬉野市への転入が令和5年4月1日以降かつ3年未満の方がいる世帯で12歳未満の子を扶養する世帯等	家事代行サービスを利用した費用に対する補助(上限4,000円/月)	随時	予算の範囲内		
移住促進事業	嬉野市空き家バンク登録物件を利用して県外から移住される方	温泉チケット26冊(1年あたり)を3年間、うれしの産米60kg、うれしの茶、肥前よしだ焼の焼物7千円相当	随時	予算の範囲内		



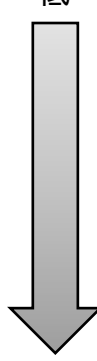
嬉野市移住・定住

○農地確保の留意点

農地法では、「農地」とは「耕作の目的に供される土地」とされており、適正な肥培管理(整地、種まき、肥料やり、除草など)を行って、作物が栽培されている土地をいいます。

この「農地」の売買や貸し借りに際しては、農地法上の許可が必要とされます。

【農地確保のいろいろ】

方法	留意事項	難易度
遺産相続による取得	農業委員会への届出のみで取得できる	<div style="text-align: center;"> 低  高 </div>
非農地を取得し農地化	農地化後は農業委員会へ届け出が必要 農地化した土地は以後、農地法の適用を受ける	
親類・知人からの権利取得	一定の要件を満たし、許可が必要	
生産部会、農業法人等の紹介	信用と一定要件が必要、許可が必要	
市町農業委員会のあっせん	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせんできる農地があること ・あっせん基準を満たすこと (青年等就農計画の認定など) 	

【農地探しのヒント】

○農家は、農地を面識の無い人には任せたがらない。(適切な管理が担保されない)

○農地を人に貸す(売る)ぐらいなら不作付でも構わないと考える人が少なくない。

○時間をかけ、地域から信頼を得られれば、農地を借りられる可能性が高まる。

○農地を持っているのは「農家」とは限らない。

○農地の売買、貸借には許可(農地法3条)がいるが、非農地であれば許可不要。

○農地を農業以外に使う場合は、許可(農地法4・5条)が必要。

○非農地を農業用に利用する場合は、許可はいらぬ。

(ただし、以後、農地法の適用を受ける土地となり、権利移転に許可が必要となる。)

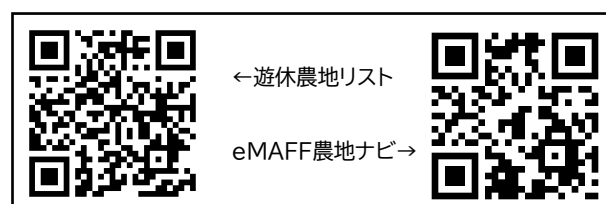
◎各市町区域ごとに「農地利用最適化推進員」もしくは、「農業委員」がいて、農地集積や、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などの活動を行っています。

【農地情報】

佐賀県農業公社のホームページに、農業委員会が意向調査をした遊休農地のうち、農地中間管理機構(農業公社)の活用を希望している農地のリストを公表しています。

農地の所在等詳細は、農林水産省の「eMAFF農地ナビ」を参照してください。

借受を希望される場合や不明な点については、農地の所在する市町農業委員会(巻末参照)におたずねください。




○「家庭菜園」と「市民農園」

「家庭菜園」は農地法上の位置付けはなく、住宅の敷地の一部で、小面積で趣味的な栽培であれば、たとえ肥培管理がされていたとしても農地法の適用を受けません。

また、市民農園など、いわゆる貸し農園については、市民農園整備促進法や特定農地貸付法などの手続きを踏まえていれば、「農地法」の適用を受ける土地に該当しません。

よって「家庭菜園」や「市民農園」では、農家でなくても、また許可を受けずとも野菜などを栽培することができます。

【県内の市民農園（貸し農園）一覧表】

所在市町	農園等名称	所在地	問合せ先
佐賀市	角目(つゆめ)農園	鍋島	 (佐賀市役所HP 市民農園の紹介) 
	村岡ほのぼの農園	本庄	
	農会レクリエーション農園	久保泉	
	友貞(とふさ)農園	金立	
	パンプキンガーデン	本庄	
	停車場(ていしゃば)農園	北川副	
	西山田観光農園	大和	
	八戸ふれあい農園	鍋島	
	クラインガルテン鍋島	鍋島	
	具座のふれあい農園	三瀬	
佐賀市三瀬体験農園	三瀬		
小城市	市民農園(ふれあい農園)	畑田	小城市農林水産課
鳥栖市	とりごえ温泉 栖の宿 ふれあい農園	河内	0942-82-5005(同施設)
神埼市	菱の里ふれあい農園	千代田	神埼市農政水産課
基山町	基山SGK農園	けやき台	きやまSGK
	ともはぐ農園	宮浦	ともはぐ農園
武雄市	武雄市市民農園	武雄	武雄市営業部農林課
白石町	有明愛菜農園	戸ヶ里	白石町農業振興課
嬉野市	嬉野市リフレッシュ農園		嬉野市農業政策課

【参考ホームページ:JAさが「家庭菜園のススメ」】
<https://jasaga.or.jp/kateisaien/>



◎就農促進セミナー開催状況(令和5年度)

地域	品目	時期	開催地
佐城三神	アスパラガス	8月	佐賀市
	ピーマン、ほうれんそう	8月	神崎市(脊振)佐賀市(三瀬)
	みかん	9月	小城市
	ほうれんそう、パセリ、レタス	10月	佐賀市富士
	施設野菜	11月	小城市
	いちご、なす(1月神崎市)	1月	神崎市
	東松浦	いちご	5月
ホオズキ、シンテツポウユリ		7月	唐津市
アスパラガス		8月	玄海町
さつまいも		10月	唐津市
いちご		1月	唐津市
アスパラガス、トマト		3月	唐津市
西松浦	みかん	9月	伊万里市
	キウイフルーツ	10月	伊万里市
	いちご(1月伊万里市)	1月	伊万里市
	アスパラガス(3月伊万里市)	3月	伊万里市
杵島藤津	いちご(2月白石町)	2月	白石町
	アスパラガス(3月白石町)	3月	白石町
	ちんげん菜(3月武雄市)	3月	武雄市
県域	農業大学校オープンキャンパス	7~8月	佐賀市(農業大学校)
	かんきつ、ぶどう、梨	8月	小城市(果樹試験場)
	トルコギキョウ	11月	佐賀市
	社会人のための新規就農講座	11月、2月	佐賀市(農業大学校)

最新の就農促進セミナーなどの開催情報は、コチラから



◎就農相談会出展状況(令和6年度)


会場	時期	イベント名
東京	8月	新・農業人フェア
福岡	10月	農林水産FEST
県内	11月	食と農のふれあいまつり
大阪	11月	新・農業人フェア
東京	12月	新・農業人フェア
福岡	2月	農林水産FEST

最新の就農相談会出展情報は、コチラから



※さが就農支援センター(佐賀県農業公社)として出展する相談会

○就農関連の行政機関・団体などの主な業務一覧(サイト紹介)

区分	機関・団体等名、部署		主な就農関連業務(ホームページ)
県域	佐賀県農業公社	業務部	 県域の就農相談窓口、就農関連情報発信など
	佐賀県農業会議	事務局	雇用就農資金の窓口、農業法人協会 など 
	佐賀県農林水産部	生産者支援課 農業経営課 園芸農産課	 制度資金の県の担当 就農支援施策担当、就農準備資金審査 各種補助事業の県の担当
	佐賀県農業大学校	養成部 研修部	学校入学(本科、専科)による農業教育 社会人のための就農基礎講座 など 
	佐賀県地域交流部	さが創生推進課 移住支援室	 県域の移住支援
	JAさが 営農企画部	県域担い手 サポートセンター	県域のJAグループの就農支援窓口→  ←農業労働力(農業バイト)相談窓口 
	【県域就農情報サイト(マイナビ社)】		トレーニングファーム、就農相談窓口紹介 など 
	佐賀県産業振興機構 (佐賀県産業イノベーションセンター)		 農村ビジネスの振興
地域	地域農業 振興センター	農業企画課	就農準備資金、補助事業県窓口、 制度資金の審査など 
		普及課	地域の就農相談窓口、農業技術に関する普及、 農業経営のサポートなど
市町	市町庁舎 (20市町)	農政担当課	 市町の就農相談窓口、青年等就農計画認定、 経営開始資金・制度資金・補助事業の窓口など
		農業委員会	農地のあっせん、農地の売買・貸借の許可など (連絡先は、巻末参照)
農業 団体	JAグループ佐賀 (農業協同組合)	・営農センター ・金融担当課	営農技術指導、各種補助事業の窓口 制度資金の窓口 
	NOSAI佐賀(農業共済組合)		 農業共済(公的救済)、収入保険の引受
国 ほか	農林水産省	経営局 就農・女性課	認定新規就農者、経営発展支援事業 就農準備資金、経営開始資金 など 
	全国新規就農相談センター (全国農業会議所)		 全国相談窓口、求人情報、新農業人フェアなど
	日本政策金融公庫	佐賀支店 (農林水産事業)	青年等就農資金、経営体育成強化資金などの貸付 
	ハローワーク	インターネット サービス	 農業法人求人情報など
	アットホーム	(空き家バンク)	県内の空き家情報 

◎県現地機関、市町、農業委員会、JA連絡先一覧

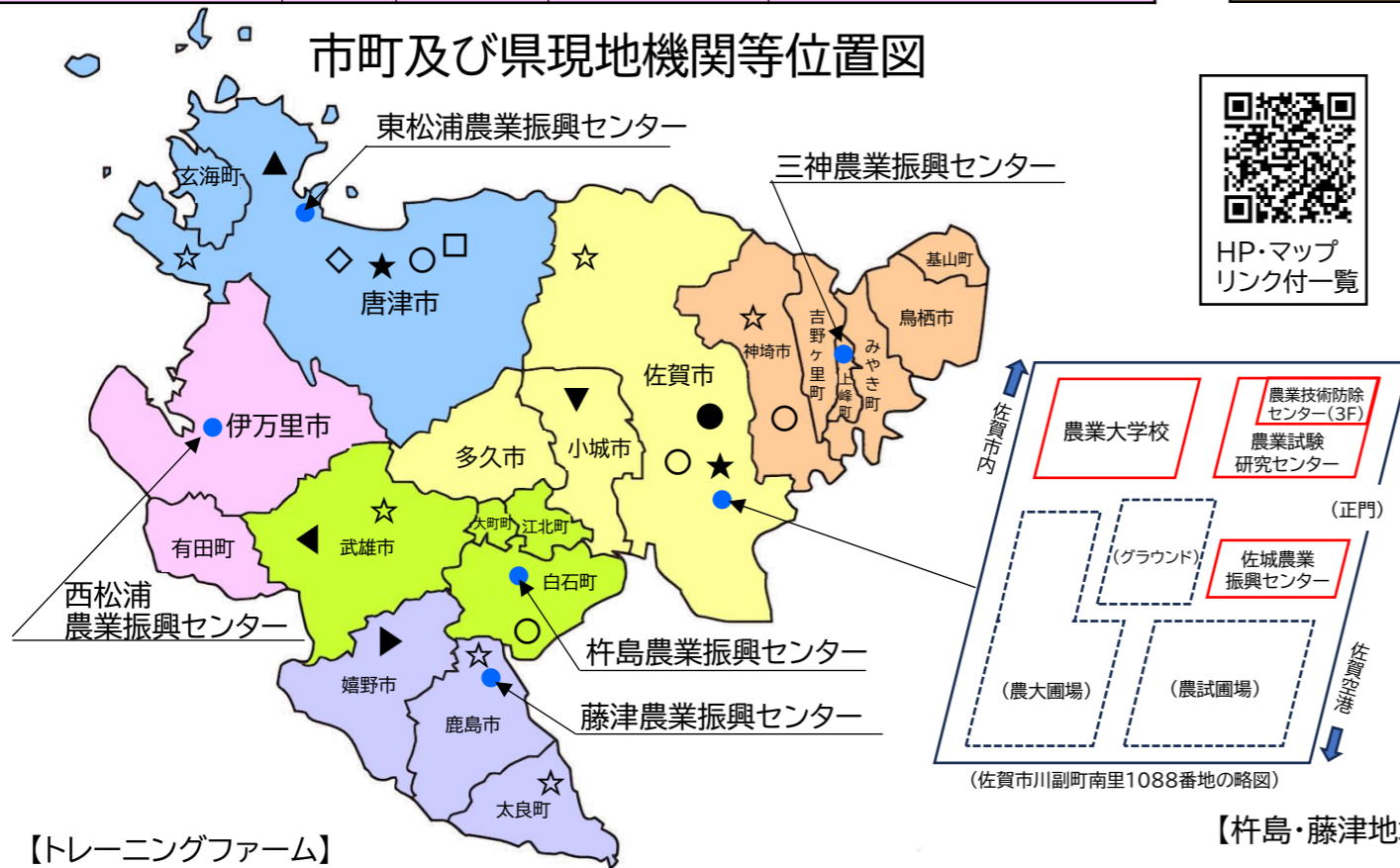
【東松浦・西松浦地域】

県現地機関	市町庁舎		農業協同組合
東松浦農業振興センター (唐津市ニタ子) 0955-73-1121	唐津市	農政課 0955-72-9128	JAからつ 営農企画課 (唐津市浜玉町) 0955-70-5256 いちご・アスパラガス・きゅうり ミニトレーニングファーム
		農業委員会 0955-72-9165	鏡果実農業協同組合 (唐津市宇木)0955-77-0911 中晩柑ミニトレーニングファーム
	玄海町	農林水産課 0955-52-2199	JAからつ 畜産部 (唐津市肥前町) 0955-51-9001 繁殖牛トレーニングファーム
		農業委員会 0955-52-2198	
西松浦農業振興センター (伊万里市新天町) 0955-23-5128	伊万里市	農業振興課 0955-23-2557	JA伊万里 営農畜産部 (伊万里市立花町) 0955-23-5560
		農業委員会 0955-23-2502	
	有田町	農林課 0955-46-5616	
		農業委員会 0955-46-5616	

【佐城・三神地域】

県現地機関	市町農政担当課		同左農業委員会	旧町	JA	
佐城農業振興センター (佐賀市川副町) 0952-45-8888	多久市 農林課 0952-75-4825	0952-75-4831	川副、東与賀、久保田	大和	佐城北部営農経済センター (小城市小城町)0952-72-5186	
	小城市 農林水産課 0952-37-6125	0952-37-6126			佐城南部営農経済センター (佐賀市川副町)0952-37-7840	
	佐賀市 農業振興課 0952-40-7118	0952-40-7340			中部地区営農経済センター (佐賀市本庄町)0952-22-0376 アスパラガストレーニングファーム	
	支所 川副 45-1111 大和 62-1111 東与賀 45-1021 富士 58-2111 久保田 68-2111 三瀬 56-2111 諸富 47-2131		諸富 旧佐賀市の一部		JA佐賀市中央 指導経済部(佐賀市神野東)0952-30-9478	
《北部普及課》 (佐賀市三瀬村) 0952-56-2311		旧佐賀市の一部		中部営農センター 富士町営農センター0952-58-2535		
三神農業振興センター (上峰町坊所) 0952-52-1231	神埼市 農政水産課 0952-37-0117	37-0108	育振 神埼、千代田	JAさが	神埼営農経済センター (神埼市神埼町)0952-52-7250 ピーマンチャレンジファーム 北部事業所(広滝)0952-59-2224	
	吉野ヶ里町 農林課 0952-37-0347	37-0353			三神園芸センター (みやき町西島) 0942-96-4844	
	鳥栖市 農林課 0942-85-3563	85-3570			いちご トレーニング ファーム	
	基山町 産業振興課 0942-92-7945				園芸指導課	
	上峰町 産業課 0952-52-7415					
	みやき町 農林課 0942-96-5534	96-5536				

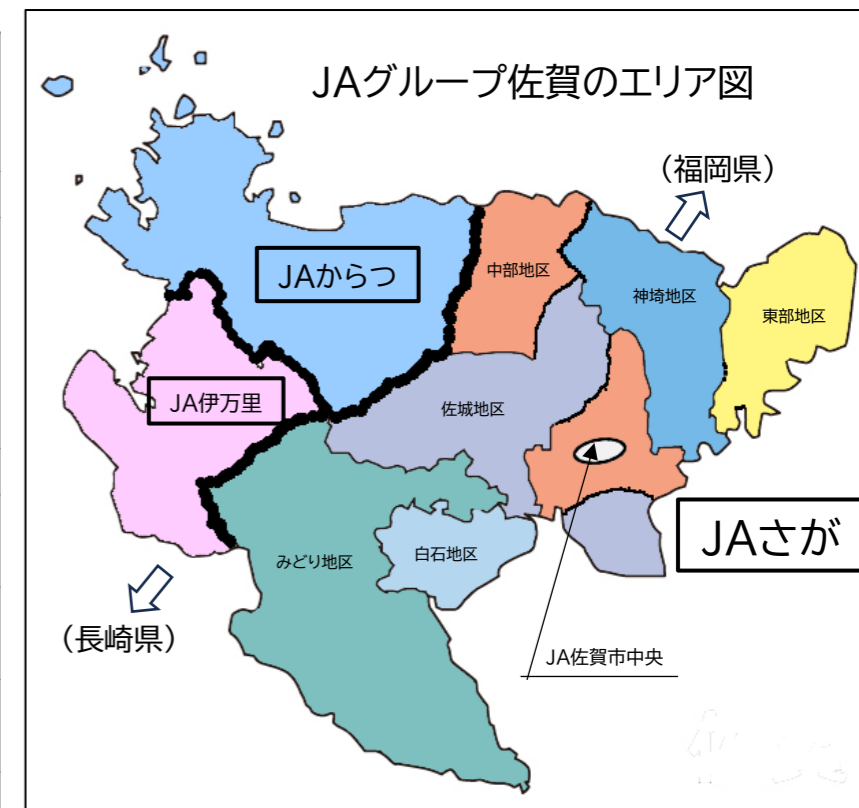
市町及び県現地機関等位置図



【県域関係機関・団体】

★佐賀県庁	農業経営課 0952-25-7118 生産者支援課 0952-25-7112 園芸農産課 0952-25-7114
県試験場	佐賀県農業大学校 0952-45-2144 農業試験研究センター 0952-45-2141 ▲上場営農センター 0955-82-1930 ▼果樹試験場 0952-73-2275 ◀畜産試験場 0954-45-2030 ▶茶業試験場 0954-42-0066
	農業技術防除センター 0952-45-5297
	佐賀県農業公社 0952-20-1590 佐賀県農業会議 0952-20-1810
	JAさが県域担い手サポートセンター 0952-25-5128
	日本政策金融公庫 佐賀支店 0952-27-4120
	佐賀県農業共済組合 0952-31-4171

JAグループ佐賀のエリア図



【トレーニングファーム】

TF	☆ほうれんそう	佐賀市農業振興課(0952-40-7118) JAさが富士町事業所(58-2535)
	☆きゅうり	JAさが杵藤園芸センター(0954-84-5112)
	☆トマト	JAさが杵藤園芸センター(0954-84-5112)
	○いちご	JAさが杵藤園芸センター(0954-84-5112)
	☆ピーマン	JAさが神埼営農経済センター北部事業所(0952-59-2224)
ミニTF	☆繁殖牛	JAからつ 畜産部(0955-51-9001)
	○アスパラガス	JAさが 佐城園芸センター 園芸指導課[中部](0952-29-9750)
	○いちご	JAさが 三神園芸センター 園芸指導課(0942-96-4844)
	□アスパラガス	○いちご ◇きゅうり JAからつ 営農経済部(0955-70-5256)
	★中晩柑	鏡果実農業協同組合(0955-77-0911)
	☆いちご	JAさが杵藤園芸センター(0954-84-5112)

【杵島・藤津地域】

県現地機関	市町農政担当課		同左農業委員会	JAさが	
杵島農業振興センター (白石町東郷) 0952-84-3625	白石町 農業振興課 0952-84-7121	0952-84-7127	武雄杵島営農経済センター (武雄市武雄町) 0954-23-3193	営農経済センター (白石町) 0952-84-7010	【野菜】 杵藤園芸センター (白石町) 0952-84-5112
	武雄市 農林課 0954-23-9335	0954-23-9245		【果樹】 杵藤園芸センター (鹿島市浜町) 0954-62-2145	いちご トレーニングファーム
	大町町 農林建設課 0952-82-3151			きゅうり トレーニングファーム	
藤津農業振興センター (鹿島市納富分) 0954-62-5221	江北町 地域振興課 0952-86-5615	0952-86-5620	鹿島藤津営農経済センター (鹿島市納富分) 0954-62-2145		トマト トレーニングファーム
	鹿島市 農林水産課 0954-63-3413	0954-63-3417			いちごミニ トレーニングファーム
	嬉野市 農業政策課 0954-66-9119	0954-68-0151			
	太良町 農林水産課 0954-67-0315	0954-67-0316			

佐賀県全体の就農に関するご相談は・・・

公益社団法人 **佐賀県農業公社**
(農地中間管理機構)

〒849-0925 佐賀県佐賀市八町畷町8-1
佐賀総合庁舎4階

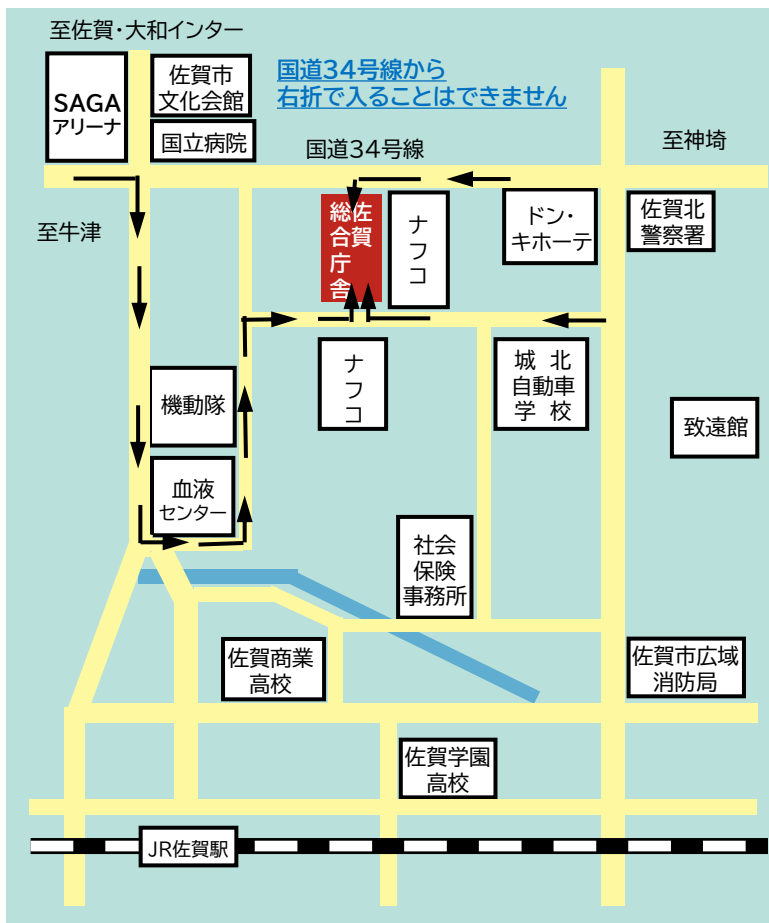
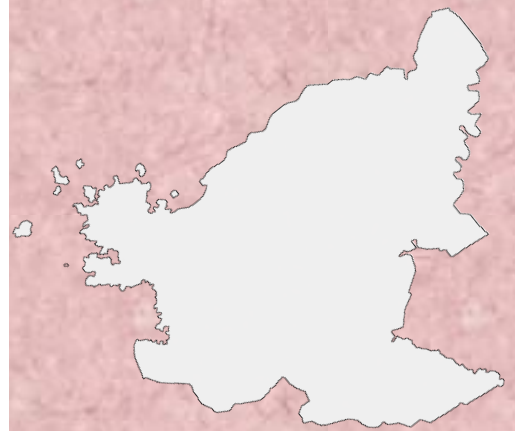
TEL:0952-20-1590 FAX:0952-20-1605
E-mail : shinki_shunou@saga-agri.or.jp

佐賀県
農業公社

<https://saga-agri.or.jp/>



佐賀県
農業公社
就農支援



【アクセス】

- 車 : 国道34号線沿い佐賀北警察署西側
- バス : 佐賀市営バス(二俣・金立公民館線)
佐賀北警察署前下車、徒歩3分
- 電車 : JR佐賀駅下車、徒歩20分